田区公園マスタ

令和6(2024)年度 - 令和23(2041)年度



墨田区公園マスタープランの改定にあたって

「墨田区公園マスタープラン」は、誰もが快適に過ごすことのできる、そして区全体の魅力や価値の向上につながる公園づくりを推進することを目的とした、本区の公園行政の羅針盤となる計画です。平成7(1995)年に平成37(2025)年までの30年計画として策定し、平成22(2010)年の中間改定を挟みながら、区民の皆様とともに、多くの取組を進めてきました。

しかしながら、中間改定以降の、ウェルビーイング(身体的、精神的、社会的に良好な状態にあることを意味する概念)の向上や生物多様性の保全・創出への取組、公園の再生・活性化を推進するための都市公園法改正、そして、"こどもまんなか"すみだの実現に向けた施策等の強化やすみだゼロカーボンシティ2050宣言など、時代の急速かつ大幅な変化に対応するため、この度、計画期間を前倒して全面改定をいたしました。

本計画では、快適で居心地がよく、利活用するすべての人の心や体を健やかにして、まち全体を輝かせる公園づくりへの思いを込め、「誰もが健やかまちが輝くすみだの公園」を、目指す公園像として掲げています。

今後は、本プランに基づき、より一層区民目線に立った、公園整備や管理運営を着実に進め、「暮らし続けたい・働き続けたい・訪れたいまち すみだ」の実現を目指していきます。

結びに、本プランの改定にあたり、御尽力いただきました墨田区公園マスタープラン改定検討委員会の皆様をはじめ、御協力いただきましたすべての皆様に、心より感謝申し上げます。

令和6(2024)年4月

墨田区長 山 本



第1章	公園	最マスタープランの改定について	1
	1	目的と背景	2
	2	位置付け	2
	3	期間	3
	4	対象範囲等	4
		(1)対象範囲	
		(2)区立公園、児童遊園、区民広場の箇所数・面積等	
		(3)公園的な空間の例	
第2章	現	大と課題	7
	1	区の現状	8
		(1)河川	
		(2)歷史·文化	
		(3)連携軸	
		(4) 緑と生きもの	
		(5)ボランティア団体等	
	2	区の公園の現状	17
		(1)公園の種類ごとの数と面積	
		(2)施設の設置状況	
		(3)改修・維持管理コスト	
	3	利用の状況	19
		(1)WEBアンケート調査	
		(2)関係団体ヒアリング調査	
		(3)住民意識調査	
		(4)要望・陳情データ	
	4	前プランの概要	25
		(1)計画期間	
		(2)基本理念	
		(3)基本方針	
		(4)主な実施状況	
	(5)	社会情勢などの変化	27
		(1)社会情勢の変化	
		(2)法制度の動向	
		(3)区の動向	
	6	課題整理	35

		(1)課題1:多様なニーズに応える必要があります
		(2)課題2:区の特徴を活かす必要があります
		(3)課題3:多世代の交流を促す必要があります
		(4)課題4:自然環境を保全・創出する必要があります
		(5)課題5:まちの防災性を高めていく必要があります
第3章	これ	つからの公園づくり
	1	目指す公園像
	2	施策とその方向性
		(1)施策1:さまざまな人の多様な活動の場となる公園づくりを進めます
		(2)施策2:水辺、歴史・文化など、すみだらしさを活かした、まちの顔となる
		公園づくりを進めます
		(3)施策3:コミュニティを育て、まちににぎわいを生み出す公園づくりを進めます
		(4)施策4:まちの緑や生きものを育む、環境にやさしい公園づくりを進めます
		(5)施策5:災害に強い安全・安心なまちづくりに寄与する公園づくりを進めます
第4章	実	見に向けた取組
	1	本プランの体系
	2	取組
	3	リーディングプロジェクト
	4	目標設定
第5章	本.	プランの進め方
	1	本プランの推進
		(1)施設の適切な配置
		(2)区民との協働
		(3)民間活力の活用
		(4)DXの推進
	2	より身近な公園へ
		(1)利活用ルールの検討
		(2)利用機会の提供
		(3)公園に関する情報の発信
		(4)公園名称の検討
	3	進行管理
		(1)本プランの進行管理
		(2)毎年度の進行状況の確認
参考資	料	





章

公園マスタープランの 改定について



公園マスター プランの 改定について

1) 目的と背景

公園は、生物多様性の保全や延焼の防止などの公園が存在することによる「存在効果」と、遊びの場、コミュニティ活動の場などの利用することによる「利用効果」をもたらす、オープンスペースを主とした公共施設です。

墨田区公園マスタープラン(以下「本プラン」といいます。)は、公園に求められるニーズの変化などを予測しながら、公園がもたらす効果を踏まえ、今ある公園を最大限に活用し、「誰もが快適に利活用できる公園」を実現するとともに、区全体の魅力や価値の向上につながるまちづくりに資することを目的とした、公園行政の羅針盤となる計画です。

前墨田区公園マスタープラン(以下「前プラン」といいます。)は、令和7(2025)年までを計画期間としていましたが、社会情勢の変化やニーズの多様化、法制度・区の動向に対応するため、前倒しで改定することとしました。

(2) 位置付け

本プランは、「墨田区基本計画」、「墨田区都市計画マスタープラン」及び「第二次 墨田区緑の基本計画」を上位計画とした、公園の新規整備、改修、管理運営などに ついての方向性を示す計画として位置付けており、これらの上位計画との整合を 図っています。

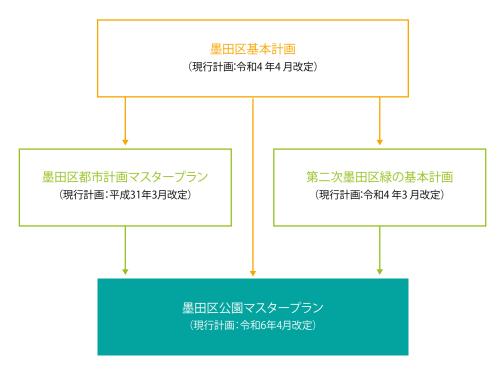


図1 本プランの位置付け



改定について



公園は、計画から整備完了までに年月を要し、その後も長く使われる公共施設であることから、公園行政の羅針盤となる公園マスタープランは比較的長い計画期間を設定する必要があるため、前プランでは30年計画(平成7(1995)~令和7(2025)年)としていました。

しかしながら、今後も社会情勢の変化やニーズの多様化などが進むことが予想され、これらに対応していく必要があることから、本プランの計画期間は前プランよりも短縮することとし、上位計画の計画期間や改定の時期が表1のとおりであることを踏まえ、18年間計画(令和6(2024)~23(2041)年度)とします。

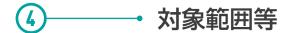
また、上位計画の改定内容を反映するため、令和13(2031)年度に中間改定する こととし、計画期間を前期8年間(令和6(2024)~13(2031)年度)、後期10年間(令 和14(2032)~23(2041)年度)に分けます。

表1 上位計画の計画期間など

上位計画	現行計画	次期計画(予定)	次々期計画(予定)
①墨田区基本計画 (10年ほどで全面改定、5年ほどで中間改定)	平成28~令和7年度(中間改定:令和4年度)	令和8~17年度 (中間改定:令和12年度)	令和18~27年度 (中間改定:令和22年度)
②墨田区都市計画マスタープラン (10年ほどで全面改定)	平成31~令和10年	令和11~20年	令和21~30年
③第二次墨田区緑の基本計画 (20年ほどで全面改定、10年ほどで中間改定)	令和4~22年度 (中間改定:令和12年度)	令和23~42年度 (中間改定:令和32年度)	令和43~62年度 (中間改定:令和52年度)



公園マスター プランの 改定について



(1)対象範囲

本プランは、区内にある区立の公園、児童遊園、区民広場及び庁内関係部署が 管理する緑地・広場(以下「公園」といいます。)を対象とします。

なお、都立公園、河川空間、駅前広場などの公共のオープンスペース、公開空地などの民間のオープンスペースについては、区民や来街者にとっては公園的な場所としても捉えられるので、公園を補完したり、連携したりする公園的な空間として考慮します。

表2 本プランの対象一覧

	種別		備考
		街区公園	街区内の居住者が利用する身近な公園及び児童遊園 (両国公園、菊川公園、児童遊園など)
	住区基幹公園	近隣公園	近隣住区内の居住者が利用する公園 (銅像堀公園、堤通公園、竪川親水公園、東墨田公園)
		地区公園	徒歩圏内の居住者が利用する公園 (錦糸公園、大横川親水公園、旧中川水辺公園)
「区管理 の都市公	都市基幹公園	運動公園	全区民を対象とした運動の利用に供することを目的とした公園 (荒川四ツ木橋緑地)
園」		風致公園	風致・景観の優れた場所で自然とのふれあいを深めていく公園 (旧安田庭園、隅田公園)
	特殊公園	動植物公園	生きた教材に接することができる自然学習拠点 (緑と花の学習園)
		歴史公園	史跡、名称、天然記念物などの文化的資源を有する公園 (本所松坂町公園、立花大正民家園)
	緑道		災害時の避難路の確保、都市生活の安全性・快適性の確保を図る植栽帯 及び歩行者路などを主体とする公園(隅田川緑道公園)
	区民広場		行政目的で確保されている土地を、その使用が具体化するまでの期間、 開放するもの(横川一丁目こども広場、錦糸四丁目緑地広場など)
	庁内関係部署が管理する 緑地·広場		本プランに基づき、区(庁内関係部署)が管理する緑地や広場 (まちづくり事業用地(一部))
「区管理	都立公園 ※都市公園		都管理の都市公園 (横網町公園、向島百花園、東白鬚公園)
の都市公園」以外の	河川		水面も含め、河川テラスなどと一体的な空間
公共施設	駅前広場		駅周辺の利用者が憩える空間 (錦糸町駅南口駅前広場、京成曳舟駅前広場など)
	歩道	空間	街路樹、植栽帯のある広幅員の歩道空間
	学	校	学校の校庭
	運動広場		運動機能に特化した空間 (東墨田一丁目運動広場、墨田五丁目運動広場)
	公開	空地	開発に伴い設置され、集合住宅などが管理するオープンスペース
民有地	市民緑地		都市緑地法に基づき、土地や建物などに設置され、 住民の利用に供する緑地
	境内	地内	神社、仏閣のうち、建物を除いた用地

(2)区立公園、児童遊園、区民広場の箇所数・面積等

区内には、区立公園が70か所、児童遊園が66か所、区民広場が26か所あります。 また、都立公園も3か所あります。

表3 区立公園などの箇所数・面積(令和6年4月1日時点)

	箇所数	面積(㎡)	割合
区立公園	70	613,385.77	93.7%
児童遊園	66	32,899.09	5.0%
区民広場	26	8,498.71	1.3%
計	162	654,783.57	100%

※都立公園:3か所(133,593.01㎡)



図2 公園の分布

(3)公園的な空間の例

例1:都立公園



写真1 都立東白鬚公園

例2:河川空間



写真2 北十間川テラス(枕橋~源森橋間)

例3:駅前広場



写真3 京成曳舟駅前交通広場







(1) 河川

本区は、荒川と隅田川に挟まれており、さらには、大横川、竪川、北十間川、横十間川、旧中川、旧綾瀬川の6つの内部河川が流れています。区内の河川延長は23km以上と水辺に恵まれており、本区の特徴となっています。

荒川は国が、隅田川や内部河川は東京都がそれぞれ管理しており、内部河川の維持管理や許認可事務の一部を、「特別区における東京都の事務処理の特例に関する条例」に基づき、区が処理しています。

東京都では「江東内部河川整備計画」に基づき、竪川や横十間川などの内部河川において、護岸の耐震化を進めています。この耐震化に合わせて、東京都と区が連携して修景整備を行い、河川テラスを開放することで、河川を身近に親しむことができる空間を創出しています。

表 4 河川現況(令和6年4月1日時点)

河川名	管理	区内延長(m)	平均幅員(m)
荒川	国	3,600	450
隅 田 川	都	6,360	170
旧綾瀬川	区	450	50
旧中川	区	2,767	70
北十間川	区	3,264	18
横十間川	区	1,638	41
大横川	区	2,514	30
竪川	区	2,677	36
計	区	23,270	_

(2) 歷史·文化

本区には歴史や文化にゆかりのある土地が多く、公園においても、都や区の指定文化財などが多数あり、歴史・文化は本区の特長の一つです。

隅田公園には、明治天皇行幸所・水戸徳川邸の石碑、水戸邸跡由来記、明治天皇御製の碑、王貞治が少年時代にプレーしたと言われる少年野球場などのほか、隅田川沿いには、石造墨堤永代常夜燈(区登録有形文化財)、墨堤の桜(区登録名勝)、墨堤植桜之碑(区登録有形文化財)、明治天皇海軍漕艇天覧玉座阯の碑などがあります。

隅田公園以外にも、旧安田庭園(東京都指定名勝)、梅若塚(東京都指定旧跡) 及び銅造榎本武揚像(区登録有形文化財)がある梅若公園、旧小山家住宅(区登録有形文化財)がある立花大正民家園、吉良上野介邸宅跡(吉良邸跡)である本所松坂町公園、勝海舟生誕之地である両国公園、幸田露伴居住跡である露伴児童遊園などがあります。

また、関東大震災後の復興事業として、区内には復興大公園3か所に数えられる隅田公園と錦糸公園の2園が整備され、復興小公園52か所に数えられる両国公園(旧江東公園)、中和公園、菊川公園、業平公園、若宮公園、横川公園、永倉公園(竪川中学校の拡張に伴い廃園)、茅場公園(戦災復興区画整理事業により廃園)の8園が整備されました。



写真4 本所松坂町公園(吉良上野介邸宅跡)





写真 5 歴史・文学の現地解説の例(左:両国公園(勝海舟生誕之地)、右:露伴児童遊園(幸田露伴居住跡))

さらに、歴史的背景を持つ桜の名所として隅田公園の墨堤の桜があるほか、錦糸公園の桜や旧中川水辺公園の河川沿いの桜も美しく、区では桜のある公園や桜並木の場所が分かる「墨田区さくらマップ」をホームページで公開しています。



隅田公園の墨堤の桜





錦糸公園の桜

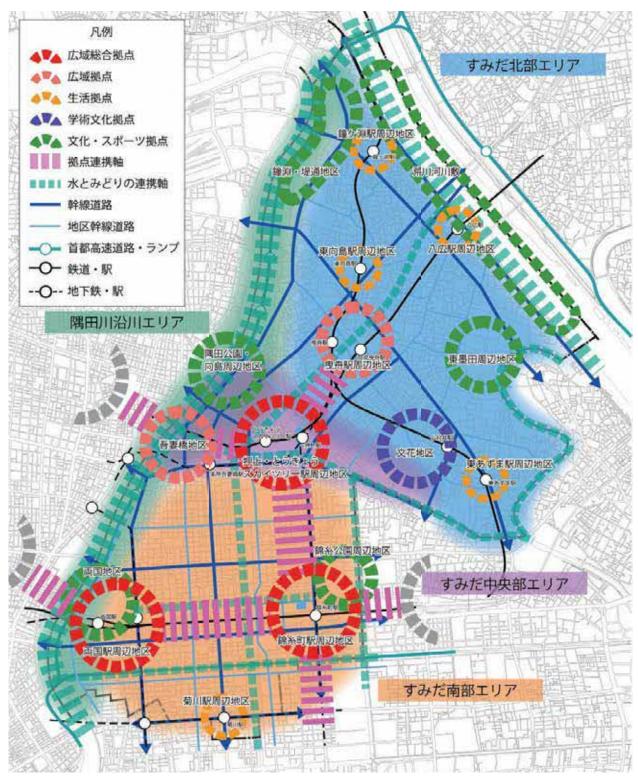
旧中川水辺公園の桜

写真6 桜の名所の例

(3) 連携軸

墨田区都市計画マスタープラン(平成31年3月)の将来都市構造図(図3)では、 本区の拠点や連携軸などを位置付けています。

その中で、荒川や隅田川、旧中川、大横川、横十間川、北十間川、竪川の河川沿いは、水とみどりの連携軸に位置付けられています。



出典:「墨田区都市計画マスタープラン」(平成31年3月)

図3 将来都市構造図

「第二次墨田区緑の基本計画」では、水や緑の連続した空間や拠点などからなり、 エコロジカルネットワークの一翼を担う骨格軸となる箇所を「水と緑のネットワーク」と 位置付けています。これは、旧中川水辺公園のように水や緑の線的・面的な広がり を形成することにより、水や緑の持つ機能を複合的・効果的に発揮し、快適でうる おいのある都市空間を創出するものです。

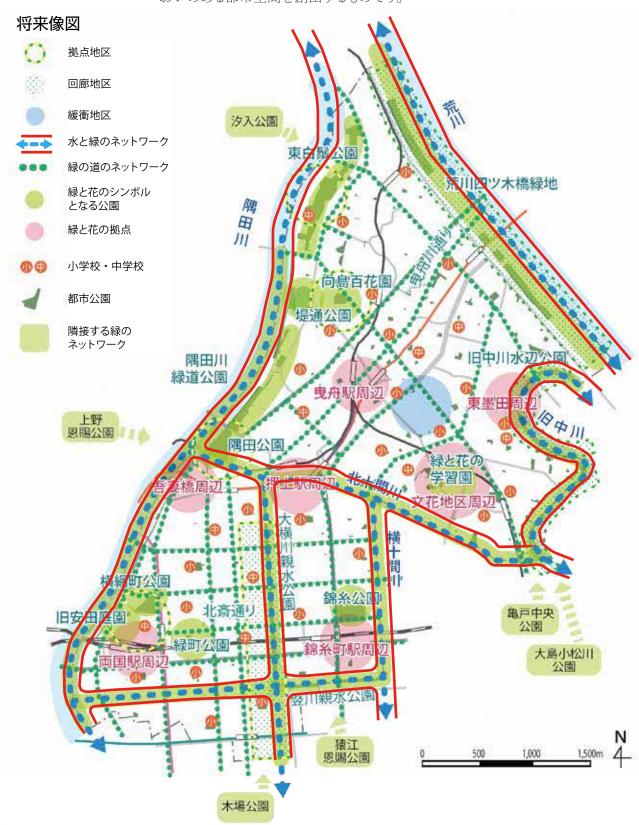


図4 水と緑のネットワーク(第二次緑の基本計画を一部加筆)

(4) 緑と生きもの

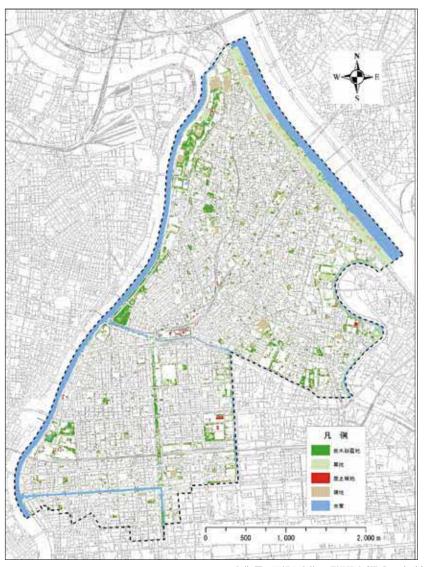
① 緑被地分布

「墨田区緑と生物の現況調査(平成30年度)」によると、本区の緑被率*は、平成30(2018)年度で10.7%となっています。緑被地分布図(図5)をみると、緑被地は荒川、隅田川、旧中川などの河川緑地や、隅田公園、大横川親水公園、錦糸公園などの大規模公園に集中しており、その他の場所では小さな緑が点在している状況です。

また、押上、錦糸町周辺では、屋上緑化が集中しており、これらの多くが商業施設の屋上です。

なお、屋上緑化の事例の一つとして、下水道施設の屋上に設置した立花いこい 公園があります。

※緑被率:緑被地(樹木、草地、屋上緑地)が、その地域全体の面積に占める割合



出典:墨田区緑と生物の現況調査(平成30年度)

図5 緑被地分布図

② みどり率

緑被率は、樹木、草地及び屋上緑地から算出されますが、これらのほか、河川の水面や公園全体としても、緑が持つ役割を担っていることから、「第二次墨田区緑の基本計画」では、これらを考慮したみどり率の向上を目標の一つとしています。 緑被率とみどり率の関係は、図6のとおりです。

「墨田区緑と生物の現況調査(平成30年度)」によれば、区全体のみどり率は20.8%であり、そのうち、区立公園、児童遊園、区民広場及び都立公園が、みどり率の5.6%を占めています。

緑被率	樹林地が占める割合	1
	草地が占める割合	
	農地が占める割合	
		み
	道路の緑が占める割合	<u>ئے</u> 10
	 公園が占める割合	率
ļ	(公園内の緑で覆われている面積の割合)	
	(公園内の緑で覆われていない面積の割合)	
		ļ

出典:「緑の東京計画」(平成12年12月、東京都)

図6 緑被率とみどり率の関係

③ 植物

「墨田区緑と生物の現況調査(平成30年度)」によると、調査対象とした範囲では144科943種の植物が確認されており、このうちの多くは植栽種です。

区内の街路樹のうち、高木は、トウカエデ、ハナミズキ、イチョウなどの落葉樹と、 クスノキ、マテバシイ、ヤマモモなどの常緑樹で構成されています。

なお、街路樹については、ヒトツバタコなどの花の咲く樹種へ植替えています。

4) 生きもの

「墨田区緑と生物の現況調査(平成30年度)」によると、表5に示す生きものが確認されており、多種多様な生きものが生息していることが分かります。

生きもの 主要な確認種 分類の数 鳥類 オナガやシジュウカラ など 30科 54種 昆虫類・クモ類 アブラゼミやコガネグモ など 184科 591種 魚類 10科 25種 コイやボラ など 水生生物 51科 90種 モクズガニやヤマトシジミ など 両生類 アズマヒキガエルやウシガエル など 2科 2種 爬虫類 クサガメやニホンヤモリ など 5科 5種 哺乳類 ドブネズミやアライグマ など 3科 3種

表5 生きものの調査結果

(5) ボランティア団体等

① 公園等愛護協定

公園の良好な環境の維持を図るとともに、公園を地域住民の連帯の場とすることを目的に、地元町会などの地域の住民団体と区との間で協定を締結し、自主的な清掃などの美化活動を通して、公園に愛着と親しみを持ってもらう取組を進めています。 愛護団体の中には、公園内に花壇を設置して管理する団体もあり、花壇づくりを通して、公園を利用する方々が公園に愛着を持つきっかけにもなっています。

令和6(2024)年4月1日時点で、71か所の公園において公園等愛護協定を締結しており、毎年、意見交換会を実施するなど、愛護団体と区との連携を高めています。

② 隅田公園さくらパートナーシップ

平成15(2003)年度に策定した墨堤の桜に関する長期構想において、隅田公園を通じて「地域コミュニティをさらに活性化していく」ことをコンセプトの一つとして掲げており、平成16(2004)年度に「隅田公園ボランティア講座」、平成17(2005)年度に「隅田公園パートナーシップ実践活動」を実施し、区民と事業者と区によるパートナーシップの形成を図ってきました。

これらの経緯を踏まえ、平成18(2006)年3月に行われた「隅田公園パートナーシップ 実践活動報告会」で、ボランティアメンバーから、区とのパートナーシップ宣言が行われ、これにより、ボランティア団体「隅田公園さくらパートナーシップ」が発足し、ボランティア活動が始まりました。

令和2(2020)年度からは、より専門性の高い調査を実施するため「NPO 法人す みだ桜守の会」を設立し、活動の幅を広げ、墨堤の桜の保全活動を行っています。

③ 旧中川桜植樹事業(中川桜愛護会)

平成15(2003)年6月19日に沿川の5町会で発足した後、平成22(2010)年4月13日に3町会1自治会が新たに参加し、沿川の全町会・自治会による愛護会となりました。旧中川の水辺を、より一層区民に親しまれ、魅力的で自然豊かな空間とするため、桜の保全や花壇管理などの活動を行っています。

④ 緑と花のまちづくり推進地域制度(まちなか緑化)

町会や自治会などを対象に、公募等により「緑と花のまちづくり推進地域」を選定し、緑と花のサポーターと協力しながら、プランターを設置するなど、区が助成する花種・花苗・土・肥料などを使い、緑化を推進しています。

東京スカイツリーに隣接する北十間川沿いにプランターやハンギングバスケット (写真 7)を設置するなど、多くの場所で活動しています。

令和6(2024)年4月1日時点で、区内25地域で事業を実施しています。

第2章 現状と課題

15



写真7 北十間川沿い(おしなり公園内)に設置されたハンギングバスケットの例

⑤ 緑と花のサポーター

墨田区を"うるおいとやすらぎあふれるまち"とするため、地域に緑や花を増やす活動をしている緑化ボランティアで、緑と花の学習園を活動拠点に、区民と区が協働で活動しています(令和6(2024)年4月時点:46名登録)。

「緑と花のまちづくり推進地域」でのまちなか緑化の推進のほか、緑化講習会やイベントの運営補助、緑と花の学習園の一部エリアの維持管理などを行っています。

⑥ すみだ自然環境サポーター

平成19(2007)年度に「トンボサポーター」として発足し、主に大横川親水公園の万華池周辺で、トンボ・ヤゴなどの生きものの定点観察や生息環境の保全活動などを行っています。

平成26(2014)年4月に、区の多様な自然について調査・保全・啓発活動を行っていくため、名称を「すみだ自然環境サポーター」に改称し、平成27(2015)年度からは区の自然状況を知り、守り、次世代へ伝えていくために、活動の幅を拡げ、定期的な活動を行っています(令和6(2024)年4月時点:26名登録)。

⑦ 福祉施設や私立保育園

福祉施設や私立保育園が、公園の花壇管理や清掃に関わっています。





写真8 すみだふれあいセンター福祉作業所と連携した花壇管理状況(大横川親水公園内)





(1) 公園の種類ごとの数と面積

区内には、区立公園が70か所、児童遊園が66か所、区民広場が26か所あり、都 立公園も3か所あります。

種類・規模別の箇所数(図7)では、6割弱(97か所)が1,000m²未満、3割強(54か 所)が1,000m²以上~10,000m²未満、1割弱(11か所)が10,000m²以上です。

表6 公園の種類ごとの箇所数・面積(令和6年4月1日時点)

公園種別	箇所数	面積(㎡)	割合(区計)
区立公園	70	613,385.77	93.7%
児童遊園	66	32,899.09	5.0%
区民広場	26	8,498.71	1.3%
計	162	654,783.57	100%
都立公園	3	133,593.01	_
計	165	788,376.58	_



(2) 施設の設置状況

本区の公園は昭和40年代から50年代にかけて開園したものが多く、老朽化した 施設が多い状況であるため、計画的に改修を進めています。

また、ブランコ、すべり台、砂場が設置されただけの画一的な公園も多くあります。

第2章 現状と課題

17

(3) 改修・維持管理コスト

- ・改修コスト
- 一度にかかる費用が大きいことに加え、近年の物価高騰の影響を受け、改修コストは増加傾向にあります。
 - ・維持管理コスト

部分的な補修で対応することで、改修よりもコストを抑えることができますが、老 朽化した施設の増加や物価高騰の影響などから、維持管理コストも増加傾向です。





(1) WEBアンケート調査

①調査概要

WEBアンケート調査は2回実施し、第1回は124人、第2回は961人の回答があり ました。

表7 WEBアンケート調査の概要

	第1回	第2回
調査期間	令和5年3月13日(月)から 令和5年3月22日(水)まで (10日間)	令和5年5月26日(金)から 令和5年6月26日(月)まで (32日間)
調査目的	「公園に係る整備・管理運営の施策」を検討す るに当たり、利用者ニーズを把握するため	「機能・役割による公園のグループ化」 [※] を検討するに当たり、利用者ニーズを把握するため
回答者数	124人	961人
アンケート周知方法	・主要公園にアンケート周知看板の設置 ・区ホームページ	・全公園にアンケート周知看板の設置 ・区SNSや区ホームページ、すみだ子育てアプリに掲載 ・墨田区医師会事務連絡会、町会・自治会、小中学校、高校・大学などの各機関に周知依頼

[※]公園の改修や公園施設を配置する際に、施設の種類や規模などを考慮して、区内にバランス良く配置するための考え方

②調査結果

(ア)第1回アンケート調査

第1回WEBアンケート調査では、「特に力を入れて欲しいことは何ですか(複数 回答可)」の問いに対する回答として、「安全・安心な利用」が62.9%で最も多く、次 いで「子どもや子育て世帯の利用」が53.2%でした(詳細は参考資料を参照)。

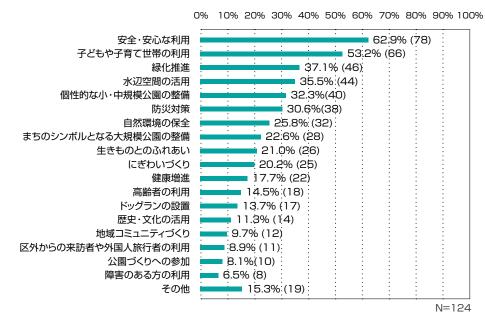


図8 特に力を入れて欲しい項目

19

(イ) 第2回アンケート調査

第2回アンケート調査において、「問4 あなたがもっと公園に行くには、もっと公園で楽しく過ごすには、次のうちどれが必要ですか(複数回答可)」の問いに対する回答として選択された項目は、「芝生広場」が50.1%で最も多く、次いで「トイレ」が45.4%、「今より清掃が行き届いていて、きれいになる」が43.2%でした(詳細は参考資料を参照)。

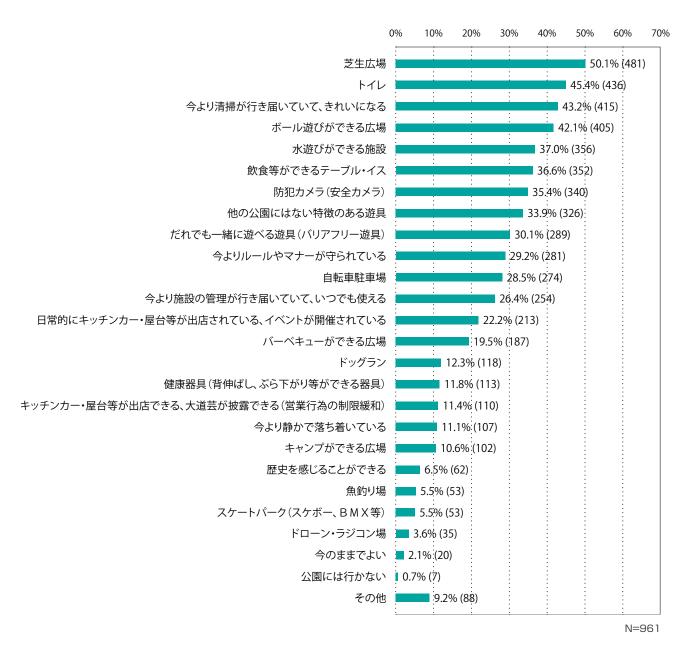


図9 公園に要望・期待すること

(2) 関係団体ヒアリング調査

子ども・子育て関係団体、高齢者関係団体、障害者関係団体、環境関係ボラン ティア団体に対して、公園の利用方法や要望をヒアリングしました。

表8 団体種別ごとのヒアリング結果

団体種別	主な利用	主な要望
子ども・子育て関係団体	集団遊び、外気浴、散	【遊び場や緑への対応】
	歩、自然観察、探索活	・ボール遊び、走り回れる広い広場、多目的利用ができる施設設置
	動、花見、休憩、地域活	・どんぐりなどの実のなる木の植栽
	動(親子で遊ぼう会な	・自然・四季を感じられる公園
	ど)、運動会の練習、防	【便益施設への対応】
	犯·避難訓練	・トイレや洗面台の増設、トイレの洋式化、幼児用便座の設置
		・低年齢対応や日光で熱くならない遊具の設置、遊具の使用年齢表示
		【安全·安心への対応】
		・段差解消や滑りにくい地面の整備
		・飛び出し防止柵の設置
		・監視カメラの設置
高齢者関係団体	介護予防体操、脳トレ	【遊び場や緑への対応】
	体操、ウォーキング、情	・走り回って遊ぶ子どもとの接触を避ける施設の配置
	報交換、ラジオ体操、	・緑陰の形成
	運動教室、体力測定	・体操や集いの場として利用できる広い広場
	会、ボッチャ、輪投げ、	【便益施設への対応】
	フォークダンス、親睦	・トイレの洋式化、バリアフリートイレの設置
	行事、自主活動(趣味	・ベンチなどの休憩施設の増設
	など)	・老朽化施設の改善
		【安全·安心への対応】
		·段差解消
		【コミュニティ形成への対応】
	•••••	・世代間交流ができるコミュニティ作り
障害者関係団体	ラジオ体操、散歩、トイ	【便益施設への対応】
	レ、防災訓練	・トイレへのウォシュレットやユニバーサルシートの設置
		・車椅子から降りて横になれたり、車椅子でも利用しやすいベンチの 設置
		・障害を持つ子どもでも利用方法などがわかる、指文字やイラスト入り の遊具表示板の設置
		・帰宅呼びかけメロディが聞こえない聴覚障害者の子どもにも伝わる
		電光掲示板などの設置
		・障害の有無にかかわらず利用できるユニバーサルデザインの遊具の
		設置などによる公園のインクルーシブ化
環境関係ボランティア団体	区民公募自然観察会、	【遊び場や緑への対応】
	環境保全·観察活動、緑	・ビオトープに精通した専門家との連携による管理
	と花の学習園の管理(・大横川親水公園の万華池の生物多様性の維持
	草花の管理、作物づく	・緑が多く広々とした公園
	りなど)	・雑草の適切な刈り取り
		【便益施設への対応】
		・老朽化施設の改善
		・東屋(あずまや)や樹木による日陰
		【公園運営に関する対応】
		・不法占用、不法投棄の取締り

(3) 住民意識調査

① 生活環境評価

公園・遊び場に関する生活評価は、前プラン中間改定時である平成22(2010)年までは各評価とも横ばいでしたが、平成22(2010)年以降は「良い」、「やや良い」が増加傾向、「悪い」、「やや悪い」が減少傾向になっています。

平成22(2010)年と令和4(2022)年で比較したところ、「良い」、「やや良い」の合計が34.1%から50.8%に増加し、「悪い」、「やや悪い」の合計が17.6%から10.3%に減少しました。

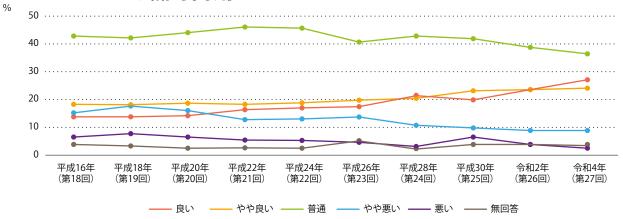
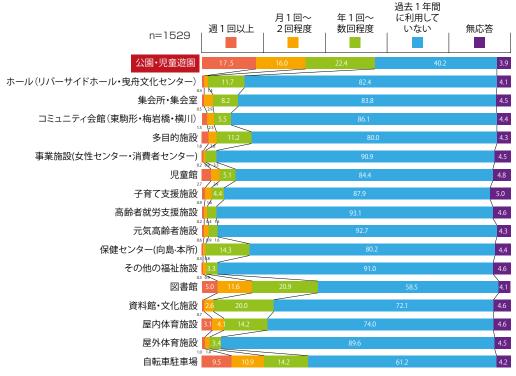


図10 生活評価(公園・遊び場)の推移

② 公園の利用頻度

区の17の施設に関して利用頻度を聞いたところ、公園・児童遊園は、「週1回以上」が17.5%、「月1回~2回程度」が16.0%、「年1回~数回程度」が22.4%、となっており、17の施設中で最も高くなっていました。

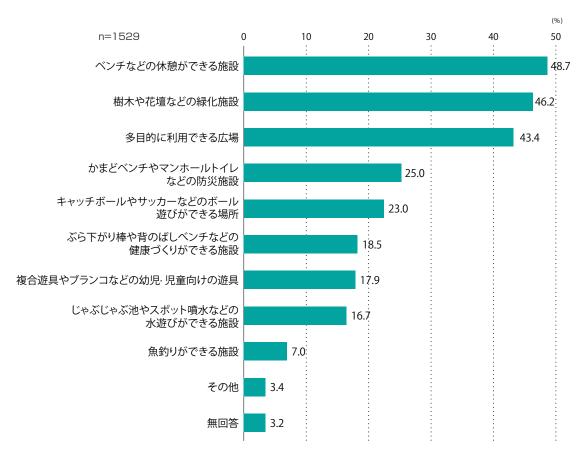


出典:第27回墨田区住民意識調査結果(令和4年10月)

図11 区の施設の利用頻度

③公園に求める施設

令和4(2022)年の住民意識調査において、公園に求める施設について聞いたところ、「ベンチなどの休憩ができる施設」(48.7%)が最も高く、次いで「樹木や花壇などの緑化施設」(46.2%)、「多目的に利用できる広場」(43.4%)、「かまどベンチやマンホールトイレなどの防災施設」(25.0%)でした。



出典:第27回墨田区住民意識調査結果(令和4年10月)

23

図12 公園に求める施設

(4) 要望・陳情データ

平成22(2010)年度の前プラン中間改定後から令和4(2022)年度までの12年間に、区民などから区へ寄せられた公園に関する要望・陳情を、「遊具」、「給排水施設」、「照明」などの8つのカテゴリーに分類しました(表 9、図 13)。

1年間の要望・陳情の件数は、最少が338件(平成24(2012)年度)、最多が954件(令和4(2022)年度)でした。

カテゴリー別にみると、喫煙や不法投棄、ボール遊び、夜間騒音などの「迷惑行為」、せん定や落ち葉などの「樹木」、園路舗装や浄化施設、フェンスなどの「管理施設」の件数が平成27(2015)年度に急増しており、これらのカテゴリーの陳情件数は現在も多い状況です。

なお、「その他」のカテゴリーは、公園内の清掃、動物の死骸撤去依頼、カラスの 巣の撤去などです。

表 9 各年度の要望・陳情件数(単位:件)

	遊具	給排水 施設	照明	便所	樹木	迷惑 行為	管理 施設	その他	合計
平成23年度	56	27	43	45	90	103	29	296	689
平成24年度	16	15	37	14	67	43	15	131	338
平成25年度	18	18	30	40	85	100	40	144	475
平成26年度	15	10	17	51	90	97	30	132	442
平成27年度	65	26	40	55	165	249	50	155	805
平成28年度	48	16	22	47	175	266	60	96	730
平成29年度	45	21	19	39	167	267	41	61	660
平成30年度	45	13	17	30	127	233	57	79	601
令和1年度	42	29	9	30	116	229	63	86	604
令和2年度	35	18	12	39	138	348	80	121	791
令和3年度	47	18	10	37	116	294	94	181	797
令和4年度	41	34	17	53	83	386	161	179	954

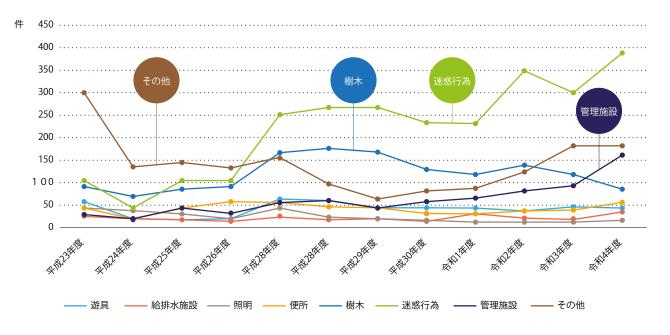


図13 年度ごとの要望・陳情件数の推移



4→ 前プランの概要

(1) 計画期間

計画期間は、平成7(1995)年から平成37(令和7(2025))年までの30年であり、 平成22(2010)年度に中間改定しました。

(2) 基本理念

すみだの表情をつくる

~人々のあたたかみと水と緑を感じる公園~

<基本理念の説明>

改定計画は、現行計画のテーマ「すみだの表情をつくる」を継承し、このテーマを実現するために、より具体的で現実性のある計画としてとりまとめ、公園の新規整備や既存公園の改修、管理運営を着実に進めるものです。

本区の公園は、水と緑のある景観や四季の潤い、江戸下町の歴史的景観など、すみだの様々な表情を創出しています。また、これら公園の植物や施設だけでなく、公園で活動する区民の様々な姿も「すみだの表情」であり、さらに地域のお祭りや花火大会なども、公園で行われ、活気あるまちを公園からつくっています。このように、公園のモノ、ヒト、コトにより、すみだの表情がつくられています。

したがって、改定計画では、公園における「すみだの表情をつくる」ため、新規整備や改修を行うとともに、人づくりや催し等により公園が地域コミュニティの拠点となり、まちが水と緑を感じ、快適な都市生活を送ることに貢献する公園を目指します。

出典:前プラン(平成22年11月)

(3) 基本方針

基本方針① 積極的に面積を拡大する

基本方針② 質を向上する

基本方針③ 区民とともに育てる

(4) 主な実施状況

前プランにおける基本方針別の主な実施状況は表10のとおりです。

表 10 前プランにおける基本方針別の主な実施状況								
項目	概要·目標	主な実施状況						
基本方針① 積極的に面積を拡大する	・すべての区民が公園にアクセスしやすいよう公園面積の拡充を進めます。 ・中間改定以降の新規整備の目標面積は42.8haです。	・おしなり公園、旧中川水辺公園などの新設により、アクセス不便地域を一部解消・アクセス不便地域をおおむね解消するために定めた新規公園の整備拡充エリア19か所のうち、1か所のエリア内において、土地を買収し、広場を新設(いちご広場、令和2年4月1日開園)・中間改定以降、新規に8.1haの公園を整備(区域変更などにより0.2haの面積減があるため、中間改定以降の公園面積は7.9haの増)						
		おしなり公園						
基本方針②	 ・公園の質を向上し、機能を発	・公園利用者に歴史や文化を伝え、公園の魅力向上を図ること						
質を向上する	揮させ、区民が快適に利用で きるよう、改修を進めます。 ・さまざまな区民活動を行い	を目的とした歴史文化公園(両国公園「勝海舟生誕之地」、露伴 児童遊園「幸田露伴居住跡」及び梅若公園「榎本武揚と梅若伝 説」)を整備						
	やすくするために、ニーズに 応じた施設の追加や改修を 積極的に進めます。	・区を代表するレクリエーション拠点やイベント開催場所にリニューアルすることを目的に、隅田公園、錦糸公園、旧中川水辺公園などを整備						
		錦糸公園						
基本方針③	·公園愛護協定などによる区	·公園愛護団体5団体増加(令和6(2024)年4月1日時点計						
区民とともに	民参加の公園づくりの充実を	67団体となったが、高齢化により活動が困難な団体あり)						

・都市公園法第5条に基づき、自動販売機、リバーサイドカフェ、 刀剣博物館などの民間活力を導入(管理運営方針は未作成)

・住民参加型のワークショップなどを実施した上で、公園等を再

図ります。

図ります。

・公園の規模等や利用内容に 応じた柔軟な運営ができる

よう、公園ごとの管理運営方

針を作り、きめ細かな運営を

育てる





(1) 社会情勢の変化

① 持続可能な開発目標(SDGs)

持続可能な開発目標とは、平成27 (2015) 年9月の国連サミットにおいて採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」に記載された国際目標のことです。

この目標は、地球上の誰一人として取り残さないことを理念とし、人類と地球の繁栄のために設定された行動計画であり、17のゴールと169のターゲットで構成され、日本でも積極的に取り組まれています。

SUSTAINABLE GALS DEVELOPMENT GALS



※出典:国際連合広報ホームページ https://www.unic.or.jp/activities/economic_social_development/sustainable_development/2030agenda/sdgs_logo/

SDGsの17の目標 エネルギーをみんなに 気候変動に 賞困をなくそう 具体的な対策を そしてクリーンに 飢餓をぜ口に きがいも経済成長も 海の豊かさを守ろう 産業と技術革新の すべての人に健康と福祉を 陸の豊かさも守ろう 基盤を作ろう 質の高い教育をみんなに 人や国の不平等をなくそう 平和と公正をすべての人に ベートナーシップで ジェンダー平等を実現しよう 住み続けられるまちづくりを 安全な水と つくる責任 つかう責任 トイレを世界中に

※出典:ACTiON! すみだSDGs(令和4年3月)

図14 SDGs17の目標

② 生物多様性

生物多様性とは、生きものたちの豊かな個性とつながりのことです。そして、 近年、ネイチャーポジティブ(生物多様性の損失を止め、回復させていくこと)を 実現していくことに注目が集まっています。

区は、ほぼ全域が高度に市街化されているため、生きものが生息できる空間が 限られていることから、公園における緑やオープンスペースには、区の生物多様性 を保全するのみならず、更に向上させる役割が期待されています。

③インクルーシブ

インクルーシブとは、「すべてを包括する、包みこむ」ことです。障害の有無や性別、性的志向、人種などの違いを認め合い、すべての人が互いの人権と尊厳を大事にしながら生きていける社会をインクルーシブ社会といい、共生社会と呼ばれることもあります。

公園行政においても、インクルーシブ社会の実現を重視することが求められています。 ④ウェルビーイング

ウェルビーイング(Well-being)とは、単に疾病がない状態ということではなく、 身体的、精神的、そして社会的に、完全に満たされた状態を意味する概念です。

公園行政においても、ウェルビーイングの実現を重視することが求められています。 ⑤ゼロカーボンアクション30

各地で異常気象が発生する中、気候変動という地球規模の課題の解決に向けて、 日本は、「2050年カーボンニュートラル、脱炭素社会の実現」を目指しており、衣 食住・移動・買い物など日常生活における脱炭素行動を「ゼロカーボンアクション 30」として整理しています。



出典:環境省ホームページ https://ondankataisaku.env.go.jp/coolchoice/pdf/zerocarbonaction30.pdf

図 15 ゼロカーボンのアクション30

⑥自然災害と防災対策

平成23(2011)年に発生した東日本大震災をはじめ、台風の強大化や局地的な降水量の増加が顕著になり、全国各地で自然災害による甚大な被害が発生しています。

また、近い将来、首都直下地震が東京を襲う可能性が高くなっていることを踏まえ、東京都では、被害想定や最近の大規模地震などから得た教訓、近年の社会経済情勢の変化、都民、都議会の提言などを可能な限り反映させた「東京都地域防災計画(震災編)」を令和5年に修正しました。

(7)DX(デジタルトランスフォーメーション)

令和2(2020)年に始まった新型コロナウイルス感染症の流行に伴い、人々のライフスタイルは大きく変化し、より豊かに生活することや多様な暮らし方・働き方を実現することが求められるようになりました。

これらを実現する有効な手法として、デジタル技術の重要性が再認識され、あらゆる政策においてデジタル技術を活用した課題解決・新たな価値創出が進められています。

公園行政においても、ハードとソフトの両面からデジタル技術を活用した公園管理や公園利用の利便性向上などを図る新たな取組として、DXの推進が求められています。

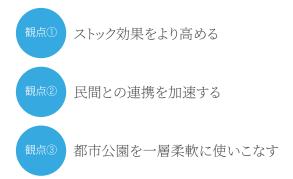
(2)法制度の動向

①都市公園法改正

都市公園法が平成29(2017)年に改正され、公募設置管理制度(Park-PFI)の 創設、保育所等の占用物件への追加などがなされました。

法改正の趣旨として、都市公園は、経済成長、人口増加などを背景とした「緑とオープンスペースの量の整備を急ぐステージ」から、社会の成熟化、市民の価値観の多様化、都市インフラの一定の整備などを背景とした「緑とオープンスペースが持つ多機能性を、都市・地域・市民のために最大限引き出すことを重視するステージ」に移行すべき、とされました。

新たなステージで重視すべき観点は次のとおりです。



②国土交通省提言「都市公園新時代(~公園が活きる、人がつながる、まちが変わる~)」

国土交通省は、令和4(2022)年10月に「都市公園新時代(~公園が活きる、人がつながる、まちが変わる~)」に関する提言を公表しました。この提言では、人中心のまちづくりの中で公園がそのポテンシャルを最大限発揮するため、パートナーシップの公園マネジメントで多様な利活用ニーズに応え、地域の価値を高め続ける「使われ活きる公園」を目指すべき、としています。

都市公園新時代に向けた重点戦略として、次のとおり、新たな価値創出や社会 課題解決に向けたまちづくりの「場」とする、しなやかに使いこなす「仕組み」をとと のえる、管理運営の「担い手」を広げ・つなぎ・育てる、の3つが掲げられたほか、施 策の方向性として7つの取組が示されています。



③こども基本法施行

すべてのこどもや若者が将来にわたって幸せな生活ができる社会を実現するため、令和5(2023)年4月に「こども基本法」が施行され、同日にこども家庭庁が発足しました。

これからは、国や都道府県、市区町村など社会全体でこどもや若者に関する取組「こども施策」を進めていくものです。

こども施策は、6つの基本理念をもとに行われます。

- 1 すべてのこどもは大切にされ、 基本的な人権が守られ、差別されないこと。
- 4 すべてのこどもは年齢や発達の程度に応じて、 意見が尊重され、こどもの今とこれからにとって 最もよいことが優先して考えられること。
- 2 すべてのこどもは、大事に育てられ、 生活が守られ、愛され、保護される 権利が守られ、平等に教育を受けられること。
- 5 子育ては家庭を基本としながら、そのサポートが 十分に行われ、家庭で育つことが難しいこどもも、 家庭と同様の環境が確保されること。
- 3 年齢や発達の程度により、 自分に直接関係することに意見を言えたり、 社会のさまざまな活動に参加できること。
- $_{6}$ 家庭や子育てに夢を持ち、喜びを感じられる社会をつくること。

参考:こども家庭庁ホームページ https://www.cfa.go.jp/policies/kodomo-kihon/

31

図 16 こども基本法の6つの理念

(3)区の動向

①SDGs未来都市・自治体SDGsモデル事業

令和3(2021)年度に、内閣府が実施する「SDGs未来都市・自治体SDGsモデル事業」において、SDGsの達成に向けた優れた取組を行う都市として「SDGs未来都市」に選定されるとともに、産業振興を基軸とし、環境や保健衛生とも連携した事業として、「自治体SDGsモデル事業」にも選定されています。

②"こどもまんなか"すみだの実現

子どもの最善の利益を優先するまち"こどもまんなか"すみだの実現に向け、子ども・子育てに関して新たに取り組む施策や、特に強化・加速化する施策をとりまとめた「すみだ子ども・子育て応援プログラム」を、令和5(2023)年10月に策定しました。さらに、最上位計画の「墨田区基本計画」では、「『暮らし続けたいまち』の実現」

において、「緑豊かな公園など、子育てや交流しやすい住環境づくり」を掲げるな

第2章 現状と課題

ど、子ども・子育て支援に関する施策を重視しています。

③区の人口推計

区の人口は、平成22(2010)年の前プラン中間改定時は約24万人でしたが、令和5(2023)年1月には28万人を突破しています。

令和5(2023)年度将来人口推計結果によると、令和17(2035)年頃に約30.5万人でピークを迎える見込みです。

年齢3区分別人口(年少・生産年齢・老年)でみると、年少人口(0~14歳)はおおむね令和22(2040)年前後まで横ばいに推移し、以後減少、生産年齢人口(15~64歳)は令和17(2035)年前後まで増加し、以後減少、老年人口(65歳以上)はおおむね令和7(2025)年前後までやや減少しますが、以後増加が続き、令和32(2050)年には区民の4人に1人が65歳以上になる見込みです。

④地域力日本一の実現

区では、「墨田区基本計画」に掲げる「地域力日本一」の実現のため、「墨田区地域力育成・支援計画」を策定しています。地域コミュニティの多様な担い手によって、地域で活発な活動が行われることで、誰もが地域のなかで、生きがいを持って、いきいきと生活を送っている「地域力日本一」のまちを目指しています。

⑤「すみだゼロカーボンシティ2050宣言」の表明

地球温暖化を防ぐための行動を加速させ、令和32(2050)年までに二酸化炭素排出実質ゼロを目指すため、令和3(2021)年10月に「すみだゼロカーボンシティ2050宣言」を表明しました。

⑥墨田区国土強靭化地域計画の策定

将来発生することが見込まれる大規模自然災害時において、区民の生命及び生活を守るとともに、被害の軽減を図り、最悪の事態を回避する災害に強いまちづくりを進めていくため、「墨田区国土強靭化地域計画」を令和4(2022)年3月に策定(令和6(2024)年修正)しました。

⑦大学開学

文花地区において、令和2(2020)年4月に情報経営イノベーション専門職大学が、令和3(2021)年4月に千葉大学墨田サテライトキャンパスが、それぞれ開学・開設したことを受け、区では、両大学の知見を活用し、地域と大学が協働して地域課題の解決に取り組む「大学のあるまちづくり」を進めていくため、令和3(2021)年4月に公民学連携組織「アーバンデザインセンターすみだ(UDCすみだ)」を設立しました。

本地区においては、墨田区基本計画に基づく「職・住・学・遊」が調和したまちづくりを推進していく方針であり、その中で、公園に関係する大学連携として、令和3 (2021)年度に千葉大学とプレーパークの充実に向けた調査・研究を行いました。



出典:UDCすみだのパンフレット

図17 大学の敷地と公園



写真 9 情報経営イノベーション専門職大学(左建物)及び千葉大学(右建物)

第2章 現状と課題 33

⑧開発や鉄道立体化

市街地再開発事業や鉄道の連続立体化事業などは、新たな公園用地を生み出す貴重な機会となり得ます。

区では近年、市街地再開発事業や鉄道の連続立体化事業などが進捗したことで、広域総合拠点や広域拠点における高度な都市機能の集積が進み、交通利便性の向上、うるおいあふれる魅力的な空間が形成されました。

新たな公園としては、ひきふねどんぐり公園(平成28年)、ひいらぎ広場(平成30年に)、長浦いきいき広場(平成30年)などが開園しました。



6── 課題整理

区の公園の現状や社会情勢の変化などを踏まえ、次のとおり課題をまとめました。

(1) 課題 3様なニーズに応える必要があります

- ・多様なニーズに対応するため、ブランコ、すべり台、砂場が配置されただけ のような、画一的な公園が多い現状を改善する必要があります。
- ・"こどもまんなか"すみだの実現に向けて、子どもや子育て世帯の利用に資する公園づくりが必要です。
- ・おおむね令和7(2025)年以降、老年人口が増え続ける見込みであることから、高齢者に配慮した公園づくりが必要です。
- ・世代や文化の違い、障害の有無などにかかわらず、誰にとっても居心地の 良いインクルーシブな公園づくりが必要です。
- ・誰もが身近に公園を感じることができるように、気軽に利用しやすい場所に 公園が必要です。

(2) 課題2 区の特徴を活かす必要があります

- ・河川が区内を縦横に流れる立地は区の魅力であるため、引き続き、河川テラス整備により親水空間を充実させていくとともに、整備が完了した河川テラスの公園化を進めていく必要があります。
- ・歴史・文化にゆかりのある公園や、震災復興公園(隅田公園、錦糸公園、菊川公園など)は、歴史のある本区の魅力の1つであることから、この魅力を発信していく必要があります。

(3) 課題3 多世代の交流を促す必要があります

- ・人と人とのつながりを増やすコミュニティ形成の場として、利用者の心や体 を健やかにし、ウェルビーイングを向上する公園づくりが必要です。
- ・更なるにぎわいや多世代の交流を創出するため、都市公園法の改正や国 の提言などを踏まえた、今ある公園を活かした新たな公園づくりを検討する 必要があります。

(4) 課題4 自然環境を保全・創出する必要があります

・ネイチャーポジティブや、「第二次緑の基本計画」でも生物多様性の保全を推進していることを踏まえ、生きものの生育空間などの自然環境を保全・創出していく必要があります。

第2章 現状と課題 35

・気候変動という地球規模の課題解決に寄与するため、「すみだゼロカーボンシティ2050宣言」を踏まえて「エネルギーの節約や転換」、「環境活動」などを推進する必要があります。

(5) 課題5 まちの防災性を高めていく必要があります

- ・災害に強い安全なまちづくりを推進するため、マンホールトイレやかまど ベンチなど、災害時に利用できる施設を整備する必要があります。
- ・全国各地で大規模自然災害による甚大な被害が発生していることから、延 焼遮断機能や高台機能などの防災機能を確保・強化する必要があります。

第



章

これからの 公園づくり



1) 目指す公園像

誰もが健やか まちが輝く すみだの公園

子どもから高齢者まで、多世代の利用者の多様なニーズに応えるとともに、区の特徴である水辺や歴史・文化を活かしながら、にぎわいの創出や交流を促すコミュニティ形成を進めます。

また、緑豊かで多くの生きものが生息する環境にやさしいまちづくり、災害に強い安全・安心なまちづくりにも寄与します。

これらにより、快適で居心地がよく、**利活用するすべての人の心や体を健やかに** して、まち全体を輝かせる公園を目指します。

目指す公園像を実現することで、基本計画に掲げる「暮らし続けたい、働き続けたい、訪れたいまち」につなげます。



図18 目指す公園像



② 施策とその方向性

目指す公園像の実現に向けて、前章で整理した5つの課題に対して、それぞれ次の施策及びその方向性で進めていきます。

(1) 施策 | さまざまな人の多様な活動の場となる公園づくりを進めます

子どもから高齢者まで、世代や文化の違い、障害の有無、区民か来街者かの違いなどにかかわらず、誰もが快適に利活用でき、利用者の多様なニーズに対応できるような、魅力的な公園づくりを進めるとともに、機会を捉えて公



図 19 施策1イメージ図

(2) 施策2 水辺、歴史・文化など、すみだらしさを活かした、まちの顔となる 公園づくりを進めます

本区の特徴である河川や歴史・文化など、すみだらしさを活かした公園づくりを進めるとともに、これらを効果的に活用することで、まちを魅力的にし、区民の愛着の向上や訪れたいまちすみだを実現します。

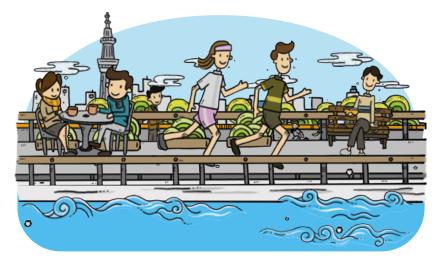


図 20 施策2イメージ図

第3章 これからの公園づくり 39

(3) **施策3** コミュニティを育て、まちににぎわいを生み出す公園づくりを 進めます

公園をコミュニティ形成の場として活用し、子どもから高齢者までのすべての世代が交流しやすい公園づくりを進めるとともに、公園でのイベントや親睦会などを通して、区民同士やすみだを訪れた人との様々な交流が活発になるように促進し、公園を訪れた人のウェルビーイングを向上させます。



図 21 施策3イメージ図

(4) 施策4 まちの緑や生きものを育む、環境にやさしい公園づくりを進めます

生物多様性の保全や良好な景観の形成などにより、持続可能で魅力的なまちづくりに寄与する公園づくりを進めるとともに、「すみだゼロカーボンシティ2050宣言」の実現に向けて、積極的に取り組んでいきます。



図 22 施策4イメージ図

(5) 施策5 災害に強い安全・安心なまちづくりに寄与する公園づくりを 進めます

公園は、オープンスペースを主としているため、災害時の避難場所や復旧・復興時の活動拠点として必要な防災施設を充実させるとともに、平時における訓練の場として活用できるようにすることで、有事の際に備えます。



図 23 施策5イメージ図

第3章 これからの公園づくり







章

実現に向けた 取組 実現に向けた 取組

本プランの体系

本プランの体系は、次のとおりです。

目指す公園像

施策

関連するSDGsの 17の目標

施策1

さまざまな人の多様な 活動の場となる 🔩 公園づくりを 進めます





施策2

水辺、歴史・文化な ど、すみだらしさを 活かした、まちの 顔となる公園 づくりを







誰もが健やか まちが輝く

すみだの公園

施策3

進めます

コミュニティを育て、 まちににぎわいを 生み出す公園 づくりを 進めます











まちの緑や生きも のを育む、環境に やさしい公園 づくりを 進めます











施策5

災害に強い安全・安心な まちづくりに 寄与する公園 づくりを 進めます





旋笙1	1.1	特長のある遊具・広場、自然を感じられる場など、特色のある公園づくり
加以死		- 付支りめる財長が広場、日恋な際しりれる場はて、付色りめるが限してリ

- 1-2 子どもや子育て世帯が利用しやすい公園づくり
- 1-3 利用者の健康の維持増進に役立つ公園づくり
- 1-4 インクルーシブな公園づくり
- 1-5 公園や公園的空間の拡充

施策2 2-1 水辺公園を中心とした水と緑のネットワークの拡充[★]

- 2-2 歴史や文化を活かした公園づくり
- 2-3 まちのシンボルとなり、魅力的な都市景観を形成する公園づくり
- **施策3** 3-1 地域活動の場となり、にぎわいが生まれる公園づくり *
 - 3-2 まちを訪れる人が増え、さまざまな交流が生まれる公園づくり
 - 3-3 公園の価値を高める、公園同士のつながりの強化

施策4 4-1 自然環境学習の場や緑化活動の場として活用できる公園づくり[★]

- 4-2 自然環境を保全・創出し、そのはたらきを活用した公園づくり
- 4-3 環境に配慮した公園づくり

施策5 5-1 災害時の拠点となる公園づくり^{*}

5-2 災害時の被害を軽減する公園づくり

★ リーディングプロジェクト



実現に向けた 取組 2 取組

各施策について、次の取組を進めていきます。

(1) 施策 1 さまざまな人の多様な活動の場となる公園づくりを進めます

取組 1-1 特長のある遊具・広場、自然を感じられる場など、 特色のある公園づくり

関連するSDGs17の目標



近年、公園に対するニーズが多様化、高度化しています。芝生広場、ボール遊びができる広場、水遊びができる施設など、他の公園にはない特長ある遊具などの施設整備が求められており、これに応えていくことが重要です。

そこで、多様なニーズに対応するために次の①~④を進めることで、特色ある公園づくりを進めます。

なお、公園施設の選定にあたっては、イニシャルコスト・ランニングコストなどをトータルに考えたライフサイクルコストを踏まえ、公園の設置目的及びコンセプトに合った施設を選定します。

①特長のある施設を持つ公園づくり

立地条件、利用者の要望などに応じて、ユニークなデザインの遊具をはじめ、ボール遊び広場、水遊び場、ドッグラン、スケートボードパーク、アスレチック遊具、交通ルールが学べる施設などの特長のある設備や芝生広場の整備を進めます。

また、バーベキュー広場、ウォータースポーツの拠点など、これまでなかった施設 については、利用者の要望や周辺住民の意見を踏まえ、設置を検討します。

さらに、トイレは利用者の利便に供する施設ですが、デザインや機能にさまざまな工夫をすることができる施設でもありますので、「公園等公衆トイレの改築方針」に基づき、まち歩き観光拠点や利用者の多い公園などのトイレを改築する際には、デザインや機能を強化したトイレにすることを検討します。





写真 10 ユニークなデザインの遊具の例(左:錦糸公園、右:両国第一児童遊園)





写真 11 デザインや機能を強化したトイレの例(隅田公園)、交通ルールが学べる施設の例(堤通公園の交通公園)

②立地を活かした特色のある公園づくり

こまどり児童遊園や竪川親水公園などは、首都高速道路の高架下にあるため、 雨に濡れずに遊べたり、夏の暑い日も大きな日陰で涼しく過ごせたりするなど、全 天候型の特色ある公園となっています。

このように、首都高速道路や鉄道の高架下にある公園では、立地を活かした特色のある公園整備を進めていきます。





写真 12 高架下を活用した公園の例(左:こまどり児童遊園、右:竪川親水公園)

③イベントなどが開催しやすい公園づくり

特色ある公園の一つとして、隅田公園や錦糸公園のように、イベントなどの開催 によりにぎわっている公園が挙げられます。

そこで、舗装広場や電気設備の整備、設営時に固定できる取付金具の設置などにより、イベントなどが開催しやすい公園を整備します。

あわせて、音響設備等の貸出などを行い、イベントなどの開催を支援します。





写真 13 イベント支援施設の例(左:電気設備、右:固定できる取付金具の使用状況)

④自然を感じられ、心身ともにリフレッシュできる公園づくり

河川などの水や緑などの自然は、人々に季節感とうるおいを与えるとともに、感性を育みます。

そこで、緑陰が確保され、河川などの水面を眺められ、ベンチに座ったり、散歩したりしながら、紅葉・新緑・花の香り・風などの自然を感じられる公園を整備します。 また、比較的規模が大きな公園(錦糸公園など)では、植栽の配置などにより、静かに落ち着いて自然を感じられる空間を確保します。



写真14 緑陰とベンチのある憩いの場の例(錦糸公園)



取組 1-2 子どもや子育て世帯が利用しやすい公園づくり

すべての子どもが将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現に 向けて、こども基本法が施行されるなど、社会全体として子ども施策の推進が求め られています。

公園は、子ども達が身体を動かして自由に遊ぶことができるオープンスペースであり、子育て世帯や保育園などにとっても貴重な空間であることから、子育て支援の場としても重要な役割を担っています。

そこで、子どもや子育て世帯が公園をより利用しやすくなるように、乳幼児や児童向けの遊具(くるみ児童遊園など)、どんぐりなどの実のなる樹木(どんぐり児童遊園など)、木陰のある砂場(八広中央公園など)、じゃぶじゃぶ池などの水遊び場(大横川親水公園など)など、子どもを対象とした施設などの整備を進めるとともに、関係機関と連携し、子どもや子育て世帯を対象とした、昔遊び体験や子育て交流などのプログラムを充実させます。

また、これらの施設などの整備に当たっては、近隣住民や町会への声掛けに加え、近隣の小学校や保育園などへのアンケートや、公園で遊んでいる子どもや保護者に直接意見を聞くことにより、子どもをはじめとした利用者の意見を踏まえて進めます。

さらに、子どもの安全に特に配慮するため、保護者などが見守ることができるよう、ベンチの配置を工夫するなど、見守りができる仕組みを検討します。





写真 15 左:幼児用遊具の例(くるみ児童遊園)、右:どんぐりのなる樹木の例(どんぐり児童遊園)





49

写真16 左:木陰のある砂場の例(八広中央公園)、右:水遊び場の例(大横川親水公園)



取組 1-3 利用者の健康の維持増進に役立つ公園づくり

①多世代の健康の維持増進に役立つ公園づくり

公園は、休養・散策、スポーツ、レクリエーション活動などができるオープンスペースであることから、訪れた人の心と体の健康を維持増進することは、公園の重要な役割の1つです。

また、子どもから高齢者までの多世代が、健康づくりを目的に公園を利用しています。 そこで、利用者の健康の維持増進に役立つ、ジョギングコースをはじめとした運動施設(旧中川水辺公園など)や多目的に利用できる広場(隅田公園そよ風ひろばなど)などの整備を進めます。

さらに、ウォーカブルの観点から、関係機関と連携し、歴史や文化を象徴する公園、特色のある遊具がある公園、自然豊かな公園などを巡る、歩きたくなる散歩コースを設定するなど、利用者の心身の健康増進を図ります。





写真 17 左:ジョギングコースの例(旧中川水辺公園)、右:多目的に利用できる広場の例(隅田公園そよ風ひろば)

②高齢者の健康寿命の延伸に資する公園づくり

今後も高齢化は進んでいくことが見込まれていることから、高齢者の健康づくり の場として、公園は重要な役割を担っています。

そこで、公園が健康寿命の延伸に資するように、高齢者向けの健康器具(長浦いきいき広場など)や休憩などができる憩いの場を整備します。

また、区内を楽しく健康的に歩いてもらうことを目的とした「すみだウォーキングマップ」においては、関係機関と連携して、ウォーキングに合わせて運動ができるよう、健康器具が設置されている公園を紹介しており、今後も高齢者の健康増進の観点から、この取組を続けていきます。





写真 18 左:すみだウォーキングマップ (2024年度版) 右:健康器具の例(長浦いきいき広場)

関連するSDGs17の目標



取組 1-4 インクルーシブな公園づくり

インクルーシブの視点は、誰一人取り残さない社会の実現に向けて、その重要性が増してきており、公園においても、誰でも快適に利活用できる公園づくりを進めていくことが大切です。

そこで、世代や文化の違い、障害の有無にかかわらず、子どもから大人まで、すべての人が利用できるインクルーシブな公園の整備を進めます。

整備に当たっては、障害の有無にかかわらずすべての子ども達が遊べるインクルーシブ遊具の設置、園路・出入口などにおける段差の解消、手すりや音声・点字案内の設置などによるバリアフリー化、多文化共生に対応したサイン (多言語化、ピクトグラムなど)の設置などを進めます。

また、トイレについては、「公園等公衆トイレの改築方針」に基づき、順次、ベビーシートやベビーチェアなどの設備のあるバリアフリートイレに改築していきます。改築の際には、トイレブース内に設置可能なスペースがあること、不適切利用がされにくい環境であることなど、一定の条件を満たす場合には、ユニバーサルシートなどの更なる利便性向上に資する設備の設置を検討していきます。

さらに、関係機関と連携して、障害者団体による花壇管理や清掃活動など、公園 内で障害者が活躍できる環境を、引き続き確保していきます。





51

写真 19 インクルーシブ遊具の例(両国第一児童遊園)

関連するSDGs17の目標



取組 1-5 公園や公園的空間の拡充

①新たな公園の整備や既存公園の拡張

区民にとって気軽に行ける身近な公園が十分に確保できていない現状を踏ま え、機会を捉えて新たな公園用地の確保に努めることが大切です。

そこで、河川テラスの整備や市街地再開発事業、鉄道の連続立体化事業、高台 まちづくりなどによる新たな公園の整備のほか、既存公園の隣接地を取得するこ とによる公園の拡張を、機会を捉えて進めていきます。 また、低未利用の公有地の公園化、立体都市公園制度の活用などについても、 公園用地確保の方法の一つとして検討します。

なお、新たな公園の整備は、誰もが公園を身近に感じられるよう、周辺に既設の 公園が少ない地域を優先します。



写真20 両国リバーセンター(河川テラスの公園化:隅田川緑道公園)

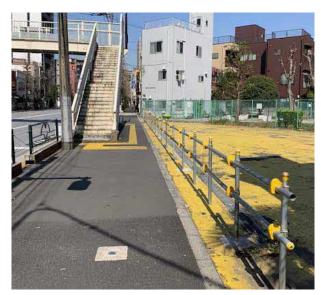




写真21 既存公園隣接地を買収して公園拡張した例(東向島北公園 左:買収前 右:買収後(整備後))

②公園的な空間との連続性を活かした公園づくり

公園は、単独でその機能を発揮するだけでなく、公園に近い存在である水辺空間や民間のオープンスペースなどとつながって一体的に利用できるようにしたり、水面や民間の樹林地を公園の背景としたりすることができます。これにより、利用者は公園と公園的な空間を一体的かつ広がりを持つ空間として捉えることができます。

そこで、近隣の水辺やオープンスペースとの連続性を確保していくため、公園的な空間への出入口の設置や、あずま百樹園のキャンパスコモンのように公園的な空間との間に柵や植栽を設置しないなど、公園と周囲の空間とのつながりを意識した整備を進めていきます。



写真 22 公園と公園的空間が連続する例

(左:千葉大学墨田サテライトキャンパス、中央:あずま百樹園(キャンパスコモン)、右:情報経営イノベーション専門職大学) ※公園と公園的空間との間に柵や植栽を設けず、一体的な広がりを持たせた空間

③民間のオープンスペース拡充に向けた働きかけ

区では、文花地区の暮らしと教育、文化、産業が調和する安全・安心なまちづくりを実現するため、「文花地区まちづくり方針」を策定しました。

また、北十間川と明治通りが交差する部分を「ものづくり研究開発ゾーン」として 位置付け、文花二丁目南地区地区計画を策定し、健全な土地利用や地域防災性 の向上などを目指したまちづくりを進めています。

この計画に基づき、民間事業者は『Bunka Park 100』という愛称の広場を、地域の防災性を高める憩いの場として開放しています。

このような民間のオープンスペースが今後も増えていくよう、民間事業者との調整を進めていきます。



写真 23 Bunka Park 100

(2) 施策2 水辺、歴史・文化など、すみだらしさを活かした、 まちの顔となる公園づくりを進めます

関連するSDGs17の目標



取組 2-1 水辺公園を中心とした水と緑のネットワークの拡充

河川が身近にある環境は、本区の特徴です。公園は、この特徴を活かした、まち歩き観光の回遊性向上や都市の熱環境改善に資する「風の道」の確保など、親水性と安全性を備えた『水都すみだ』の再生に大切な役割を担っています。

そこで、河川空間の一体性や連続性を水と緑のネットワーク形成に活かすよう、 河川テラスの整備が完了した箇所を公園にしていきます。

また、ネットワークの形成により回遊的な利用が可能になることから、観光や散歩・ジョギングなど、ウォーカブルなまちづくりに活かせるよう整備します。



写真24 水と緑のネットワークの例(旧中川水辺公園)

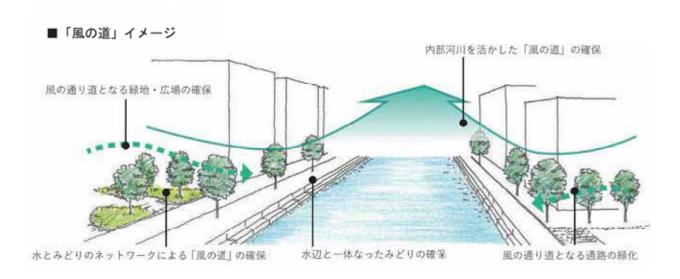


図24 「風の道」イメージ(※出典:墨田区都市計画マスタープラン(平成31年3月))

関連するSDGs17の目標



取組 2-2 歴史や文化を活かした公園づくり

公園は、地域の歴史や文化を伝え、文化的雰囲気のあるまちづくりに寄与する 都市施設としてだけでなく、区民の教養・愛着などの醸成や、観光客誘致の面にお いても重要な役割を担っています。

本区には、関東大震災の復興事業として整備された震災復興公園や江戸時代の日本庭園を継承している公園、都又は区の指定文化財などが多数あります。このような公園では、歴史的な背景を踏まえ、歴史・文化資源を適切に保存するとともに、これらを活かした整備を進め、活用を図っていきます。

また、関係機関と連携し、歴史や文化を活かした、まち歩きに資するプログラムの充実を図ります。





写真25 江戸時代の日本庭園を継承している公園(旧安田庭園)と墨堤の風景を継承している公園(隅田公園)

関連するSDGs17の目標





取組 2-3 まちのシンボルとなり、魅力的な都市景観を形成する公園づくり

①まちのシンボルとなる公園づくり

大規模な公園を地域のシンボルとして整備することや、小規模な公園でもシンボルとなる樹木やモニュメント、歴史遺産などを活かすことは、区民の愛着の醸成や観光客の誘致にも役立ちます。

そこで、公園の自然、歴史・文化、レクリエーション施設などの資源を最大限活用 し、隅田公園や錦糸公園のような、まちのシンボルとなる公園を整備します。

また、公園の外のランドマークや公園に連なる水や緑の景観と一体となって、地域のシンボル的景観を有している場所は、その景観の一部である公園内の樹木や芝生などの植栽、土地の起伏、園路広場、池と橋などの公園施設を良好に維持していきます。





写真26 シンボル公園の例(左:隅田公園、右:錦糸公園)

②魅力的な都市景観を形成する公園づくり

水や緑とオープンスペースを主体とした空間として都市に溶け込み、すみだを代表する都市景観の一部を形作ることは、公園の大切な役割の1つです。

北十間川・隅田公園観光回遊路整備事業の一環で再整備した隅田公園南側では、北十間川、道路、鉄道高架下と一体的に整備することにより、周辺地域への回遊性を向上させるとともに、まちの顔となる新たなにぎわい空間を創出しています。

そこで、公園の整備においては、公園内はもとより、公園の外の河川や緑地などの景観との一体性も考慮します。

また、公園は、その外観自体が良好な都市景観づくりに重要であることから、 公園整備や維持管理において、魅力的な都市景観を創出・維持するよう努めて いきます。





写真27 隅田公園、北十間川、道路、鉄道高架下の一体的整備による魅力的な都市景観

(3) **施策3** コミュニティを育て、まちににぎわいを生み出す公園づくりを 進めます

関連するSDGs17の目標







取組 3-1 地域活動の場となり、にぎわいが生まれる公園づくり

公園は、緑豊かな環境の下、誰でも利用できる公共のオープンスペースであることから、多世代が交流でき、さまざまな地域イベントやラジオ体操、ボランティア活動などのコミュニティ醸成の場として、まちににぎわいをもたらすための大切な役割を担っています。

これまでも、区民やボランティア団体などと連携・協働して公園管理を進めていますが、より一層、公園が地域コミュニティの場となるように、現在活動している人や新たに活動を希望する人のニーズを的確に把握し、活動場所の確保や用具の貸出などの必要な支援などを行っていきます。



写真28 イベントの開催例(隅田公園)

関連するSDGs17の目標





取組 3-2 まちを訪れる人が増え、さまざまな交流が生まれる公園づくり

公園は区民だけでなく、区を訪れる観光客や区で働く人々、ビジネス目的で訪れる人々など、人と会ったり、観光したり、休憩や食事をしたりする多世代・多文化交流の場としても利用されています。

このように、公園は「訪れたいまち」を実現するための大切な役割を担っています。 そこで、イベント事業者との調整による特色あるイベントの実施などにより、区を 訪れる人々が増加し、来街者と区民の交流などのさまざまな交流の機会が生まれ るような公園をつくります。



写真29 交流の場の例(隅田公園)

関連するSDGs17の目標





取組 3-3 公園の価値を高める、公園同士のつながりの強化

本区には、関東大震災後の復興事業で整備された震災復興公園(隅田公園、錦糸公園、両国公園等)などの歴史的価値のある公園や大横川親水公園、旧中川水辺公園、おしなり公園などの親水空間を感じられる公園、あずま百樹園、堤通公園(交通公園)、緑と花の学習園などの特色のある公園があります。

そこで、歴史的価値のある公園、自然豊かな公園、特色のある公園などの公園 同士をつなぐ学習ツアーやウォーキングイベントなどのプログラムを、関係機関と連携して実施し、今ある公園が持つ価値を引き出し、高めていきます。そして、公園利用者などが公園を通してまちを回遊して楽しむことで、ウォーカブルなまちづくりにも貢献していきます。

(4) **施策4** まちの緑や生きものを育む、 環境にやさしい公園づくりを進めます

関連するSDGs17の目標







取組 4-1 自然環境学習の場や緑化活動の場として活用できる公園づくり

①自然環境学習の場などとして活用できる公園づくり

都市部である本区においては、公園は自然環境の保全・創出の取組によって、生きものを観察する機会や自然と触れ合える機会を与えたり、貴重な環境教育・環境体験学習の場となったりする大切な役割を担っています。

そこで、関係機関と連携し、小・中学校、高校、大学などのフィールドワーク・環境 学習の場として公園の自然資源を活用できる、旧中川水辺公園や大横川親水公 園のような自然に触れ合える公園を整備していきます。

あわせて、かいぼりイベントやバードウォッチングなどの自然観察の機会を得られる利用プログラムについても、関係機関と連携して検討していきます。





写真30 緑や生きものを身近に感じられる公園の例(左:旧中川水辺公園、右:大横川親水公園)

②緑を育てる拠点となる公園づくり

公園は、植栽の充実と適切な維持管理により、新たな緑を生み出す場として、 区の緑を育てる拠点となる大切な役割を担っています。

そこで、区民の緑化活動を支援する「緑と花の学習園」の機能を強化するなど、 区民活動の場や機会を充実させるとともに、各公園の緑化に努め、緑豊かな空間 を創出していきます。



写真31 緑と花の学習園

関連するSDGs17の目標



取組 4-2 自然環境を保全・創出し、そのはたらきを活用した公園づくり

①まちの自然環境の保全や創出に資する公園づくり

令和4(2022)年度に「2030生物多様性枠組実現日本会議(J-GBF)」が、ネイチャーポジティブ宣言を行うなど、近年、生物多様性の損失を止め、回復軌道に乗せることに注目が集まっています。

公園は、水や緑などの自然資源を多く有するとともに、多種多様な生きものが生息している施設です。高度に市街化した本区では、公園の確保と適切な維持管理によって、貴重な自然環境を保全・創出し、公園が生きものの生息・生育空間や移動経路の一部となることで、ネイチャーポジティブを実現していくことが重要です。

そこで、公園の持つ貴重な自然環境を保全・創出し、生態系を維持していくために、引き続き公園内の緑化を推進していくとともに、関係機関と連携し、職員をはじめ、区民などによるボランティアの人材育成に努めていきます。



写真 32 水や緑などの自然資源が豊富な公園(大横川親水公園)

②自然の特長やはたらきを活用した公園づくり

公園は、水や緑などの自然環境が豊かなオープンスペースでもあることから、国 が推進するグリーンインフラの機能を発揮することが大切です。

「グリーンインフラ」とは、社会資本整備や土地利用などにおいて、自然環境が有する多様な機能を活用し、持続可能で魅力ある国土づくりや地域づくりを進めるものです。

そこで、公園の整備・管理運営においては、雨水の浸透による洪水の抑制、植物のCO2吸収による温室効果ガス削減、良好な景観形成や健康増進など、グリーンインフラの充実を図っていきます。





写真33 グリーンインフラとして機能を発揮している例(左:業平公園、右:大横川親水公園)

関連するSDGs17の目標







取組 4-3 環境に配慮した公園づくり

本区は、令和3(2021)年度に「SDGs未来都市・自治体SDGsモデル事業」に選定され、SDGsの達成に向けた優れた取組を行う都市に位置付けられています。

また、地球温暖化を防ぐための行動を加速させ、令和32(2050)年までに二酸化炭素排出実質ゼロを目指すため、令和3(2021)年10月に「すみだゼロカーボンシティ2050宣言」を表明しました。

近年、地球温暖化などの影響により、猛暑日が年々増加するなど、熱中症の危険性が高まっていることから、屋外空間を主とする公園においては、地球温暖化などを踏まえた持続可能なまちづくりに向けて、その役割を果たしていくことが求められています。

そこで、カーボンニュートラル推進の一環として、温室効果ガスの吸収源となる植物による緑陰を確保するとともに、環境に配慮した材料を使用していきます。

また、自然災害の発生などに伴い、ライフラインが停止しても公園が機能するよう、園内灯をはじめとした公園施設に使用する電力について、既に園内灯の一部

で導入している太陽光発電だけでなく、費用対効果等を踏まえた上で風力発電などの再生可能エネルギーの活用を検討します。

さらに、省資源・省エネルギーに資するための園内灯LED化、リサイクル材を使用した素材の遊具やベンチなどの設置を進めていくとともに、公園でのイベントの際に、イベント事業者に対して、ゴミの分別・リサイクルを推奨していきます。

これらにより、公園におけるカーボンニュートラルを推進していきます。



写真34 緑陰の例(白鬚公園)

(5) 施策5 災害に強い安全・安心なまちづくりに 寄与する公園づくりを進めます

関連するSDGs17の目標





取組 5-1 災害時の拠点となる公園づくり

公園が一時集合場所や避難場所として機能するためには、災害時のさまざまな 制約下において、避難した人々が一時的に滞在することができるよう、夜間照明な どの最低限の機能を有しておく必要があります。

曳舟なごみ公園や八広公園をはじめとする一時集合場所となっている公園では、避難者誘導用のサインを設置しており、一部の公園では、かまどベンチ、マンホールトイレ、ソーラー照明灯などの防災機能を有する設備を設置しています。

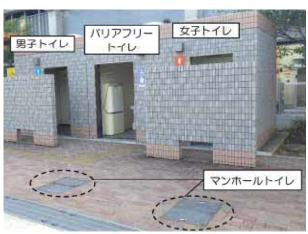
今後も引き続き、公園の整備の際には、これらの防災機能を有する設備の設置や、更なる防災機能の強化のため、二次元コードによる避難誘導情報や墨田区公衆無線LANサービス(Sumida-BWA)の提供などを検討していきます。

あわせて、公園は誰もが自由に使える施設であることから、使い方を平常時又は 非常時と区分するのではなく、平常時にも非常時にも使える「フェーズフリー」な公 園として整備していきます。 また、一部の公園には、占用物件として防火水槽があり、老朽化しているものが 多いため、公園の改修に当たっては、必要に応じて、防火水槽の設置者に更新等 を促していきます。

さらに、これまでも公園整備の中で防災設備を設置した際には、町会や地元の 方々に対して、利用方法の説明や実演を行っていますが、今後も引き続き、関係機 関や町会などと連携し、防災訓練等の機会を利用して、防災設備の利用方法を周 知していきます。



収納ベンチ(曳舟なごみ公園)



災害対応機能を備えたトイレ(曳舟さくら公園)



かまどベンチ(八広三丁目こども広場)



マンホールトイレ

写真35 防災機能を有する設備の例





取組 5-2 災害時の被害を軽減する公園づくり

公園は、災害に強い安全なまちづくりのためのオープンスペースとして、延焼防 止効果や災害時の避難地や避難路、復旧・復興支援の拠点として重要な役割を 担っています。

そこで、公園において、避難場所としての機能を充実していくとともに、災害発生 時の延焼防止に役立たせるよう、樹種の選定や配植を考慮していきます。

また、本区は、地形的に水害の危険性が高いことから、水害による被害を回避・ 低減する方策として、市街地再開発事業などと連携した高台まちづくりに寄与する 公園の整備を検討していきます。



写真36 広域避難場所に指定されている公園の例(荒川四ツ木橋緑地)



実現に向けた 取組

3 リーディングプロジェクト

目指す公園像を実現するための先導的な役割を担う取組5つを、「リーディングプロジェクト」として位置付けました。

(1) リーディングプロジェクト1

取組 1-1 特長のある遊具・広場、自然を感じられる場など、 特色のある公園づくり

公園は子どもから高齢者までの多世代が利用するものであり、利用者によって ニーズが多様であるため、多様なニーズに応えることで、快適で居心地が良く、 利活用するすべての人の心や体を健やかにして、まち全体を輝かせることにつな がることから、このことに深く関連する取組1-1を推進していきます。



図 25 施策1イメージ図 (再掲)

(2)リーディングプロジェクト2

取組 2-1 水辺公園を中心とした水と緑のネットワークの拡充

区の内部河川においては、東京都と区が連携して河川テラスの修景整備を進めており、一定程度の整備が進捗している状況です。

河川が身近にある環境は本区の特徴であり、これを最大限に活かすことで、まちの回遊性向上やにぎわい創出に寄与し、利活用するすべての人の心や体を健やかにすることや、まち全体を輝かせることにつながることから、このことに深く関連する取組2-1により、引き続き、東京都と連携して河川テラスの修景整備を進めていくとともに、整備が完了した河川テラスを公園化していきます。



図 26 施策2イメージ図 (再掲)

(3)リーディングプロジェクト3

取組 3-1 地域活動の場となり、にぎわいが生まれる公園づくり

上位計画である墨田区基本計画では、地域の支えあいの中で、人と人、人と地域がつながることで、誰もが安心して暮らしていけるとともに、地域コミュニティの多様な担い手によって、地域で活発な活動が行われることで、誰もが地域の中で、生きがいを持って、いきいきと生活を送っていける「地域力日本一のまち」を目指しています。

本プランにおいても、区民や民間事業者と連携・協働し、にぎわいの創出や交流 を促すコミュニティ形成を進めることとしています。

公園が地域コミュニティの拠点として今まで以上に活用されることで、快適で居 心地が良く、利活用するすべての人の心や体を健やかにして、まち全体を輝かせる ことにつながることから、このことに深く関連する取組3-1を推進していきます。



図 27 施策3イメージ図(再掲)

(4)リーディングプロジェクト4

取組 4-1 自然環境学習の場や緑化活動の場として活用できる公園づくり

市街化が進んだ本区においては、公園は生きものを観察するなど、自然と触れ合える貴重な存在です。

そこで、緑や生きものを身近に感じられる環境を整備することや、関係機関と連携して緑や生きものについて学ぶプログラムを実施することなどは、緑豊かで多くの生きものが生息する環境にやさしいまちづくりに寄与するため、利活用するすべての人の心や体を健やかにして、まち全体を輝かせることにつながることから、このことに深く関連する取組4-1を推進していきます。



図 28 施策4イメージ図 (再掲)

(5)リーディングプロジェクト5

取組 5-1 災害時の拠点となる公園づくり

近年、台風の強大化や局地的な降水量の増加が顕著になり、各地で自然災害に よる甚大な被害が発生しています。

また、近い将来、首都直下地震などの大地震が東京を襲う可能性が高くなっています。

これらを踏まえ、災害時に早急に対応できるように、防災機能を有する設備の設置や利用方法の周知を行うことは、公園からまちの防災力を高め、災害に強い安全・安心なまちづくりにつながることから、このことに深く関連する取組5-1を推進していきます。

第4章 実現に向けた取組 67



図 29 施策5イメージ図(再掲)



実現に向けた 取組

4 ● 目標設定

本プランの先導的な役割を担うリーディングプロジェクトを推進することが、施策の達成、ひいては目指す公園像の実現につながるため、リーディングプロジェクトの達成状況を確認できる指標を定め、目標値を設定しました。

また、目指す公園像の達成状況を確認するため、公園や緑に対しての区民の満足度を指標として定め、目標値を設定しました。

表11 目標設定

	表11 目標 	票設定		
	目標			
指標 該当する取組	内容	現状 (令和6年4 月1日時点)	中間目標 (令和13年度まで)	最終目標 (令和23年度まで)
特色のある公園数	さまざまな人の多様な活動の場 を創出するため、ボール遊び広場		36か所	46か所
取組 2-2	や水遊び場、ドッグランなどの施設 や歴史·文化のある公園数を指標 とします。	28か所	(+8か所)	(+18か所)
公園の面積	公園の新設や既存公園の拡張を 行うことで、誰もが公園を身近に		70.9 ha	72.7 ha
取組 1-5 取組 2-1 *	感じられるようにするため、河川テ ラス整備箇所の公園化など、公園 の面積を指標とします。	65.4 ha	(+5.5ha)	(+7.3ha)
公園で活動する ボランティア団体 等の数 取組 3-1 *	地域コミュニティを活性化させる ことが、まちのにぎわい創出につ ながることから、公園で活動する ボランティア団体等の数を指標と します。	94団体	102団体 (+8団体)	112団体 (+18団体)
公園での緑や生き ものに係るイベン トなどの開催数 取組 4-1	自然環境の保全・創出についての 関心を高めていくため、公園での 緑や生きものに係るイベントなど の開催数を指標とします。	年30回	年35回 (+年5回)	年40回 (+年10回)
防災設備のある 公園数 取組 5-1 *	災害時にも機能を発揮する公園を整備していくことが、災害に強い 安全・安心なまちづくりにつながる ことから、かまどベンチ、マンホー ルトイレなどの防災設備がある公 園数を指標とします。	71か所	79か所 (+8か所)	89か所 (+18か所)
公園の満足度 全取組	主な利用者である区民の満足度 を測るため、住民意識調査における 「生活環境評価 公園・遊び場」で 「良い・やや良い」と回答した区民 の割合を指標とします。	50.8% (令和4年度)	60.0% (+9.2%)	70.0% (+19.2%)
緑の満足度 全取組	区民の緑に対する満足度を測るため、住民意識調査における「生活環境評価 緑の豊かさ」で「良いやや良い」と回答した区民の割合を指標とします。	28.5% (令和4年度)	31.5% (+3.0%)	35% (+6.5%)

[※]中間目標は前期8年間、最終 目標は計画期間18年間の目 標値です。

第4章 実現に向けた取組 69

各指標では、これまでの実績 や今後の予定、さらにはより 一層努力していくことを勘案 して、目標値を設定していま す。

[★] リーディングプロジェクト







章

本プランの進め方



(1) 本プランの推進

次の(1)~(4)により、施策・取組を効果的・効率的に進めていきます。

(1)施設の適切な配置

多様なニーズに対応するため、日常的に利用する施設は近くの公園同士で補完させるとともに、特長のある施設は区内にバランスよく配置することとします。

具体的には、遊具(幼児用、児童用、インクルーシブ遊具)や健康器具などの日常的な遊びや運動のための施設については、身近な公園に配置されていることが望ましいことから、公園を整備する際には、周辺の公園や公園的な空間にある施設を確認し、必要と考えられる施設の配置を検討します。

また、ボール遊び広場、水遊び施設、ドッグランなどの特長のある施設については、多様なニーズに対応するために必要な施設である一方、一定の面積や設備を必要とすることから、その種類、規模、特徴、需要などに応じて、区内にバランスよく配置することとします。

さらに、緑は存在することで人や環境に良い影響があり、緑が増えることで自然 環境の創出につながることから、機会を捉えて積極的に増やしていきます。

加えて、公園はオープンスペースとして重要な要素の一つである点を十分踏まえた上で、公園施設(便益施設、教養施設など)を設置することで公園利用者の利便性や公園の魅力向上がより一層図れる場合には、墨田区立公園条例で定めている公園面積に対する建築面積の割合の変更を、公園ごとに検討していきます。

なお、公園利用者の利便性や公園の魅力向上のために必要な場合には、公園 の統合についても検討します。

(2)区民との協働

公園が、魅力的で自然豊かな地域住民の交流の場として、より一層活用されるようにするため、引き続き、清掃や花壇管理、桜の保全活動などを行っている公園等 愛護団体や隅田公園さくらパートナーなどのボランティア団体と協働していきます。

また、公園整備などの際に実施するアンケートやワークショップへの参加、地域イベントの実施などにより、区民が公園づくりに参加する機会を設けることで、区民との協働による公園づくりを進めていきます。



写真 37 公園愛護団体による花壇管理状況(墨田二丁目児童遊園)

(3)民間活力の活用

民間活力の導入は、公園利用者の利便性を向上させるとともに、公園の更なる 魅力の向上を図るための有益な手法です。

そこで、「取組」を実施する際には、指定管理者制度や公民学連携組織である UDCすみだとの連携など、民間活力を導入した場合の効果を予測するとともに、 効果が高いと判断した場合には積極的に導入していきます。

(活用制度などの例)

①指定管理者制度

本制度は、地方公共団体が指定する法人その他の団体に公の施設の管理を行わせることができる制度として、平成15(2003)年の地方自治法の改正により創設された制度であり、『多様化する住民ニーズにより効果的、効率的に対応するため、公の施設の管理に民間の能力を活用しつつ、住民サービスの向上を図るとともに、経費の節減を図ること』を目的としています。

隅田公園の一部では、日本庭園を中心とした歴史的・文化的価値を最大限に発揮させること、日常のにぎわい空間を創出すること、公園利用者のニーズに対応して公園利用者の利便性を向上させることを目的として、令和7(2025)年度から指定管理者制度を導入することとしています。

②設置管理許可制度

本制度は、都市公園法第5条に基づき、公園管理者が、公園管理者以外の者に 飲食店などの便益施設や運動施設、教養施設などの公園施設の設置・管理を許 可できる制度であり、許可される期間は最長10年で、更新が可能です。

隅田川緑道公園にあるカフェや旧安田庭園にある刀剣博物館などが、本制度を 用いて設置された公園施設です。





73

写真38 左:隅田川緑道公園にあるカフェ、右:旧安田庭園にある刀剣博物館

第5章 本プランの進め方

③公募設置管理制度(Park-PFI)

本制度は、都市公園法第5条に基づく、公園管理者が公園管理者以外の者に飲食店などの便益施設や運動施設、教養施設などの公園施設の設置・管理を許可できる設置管理許可制度の特例措置であり、平成29(2017)年の都市公園法改正により新たに設けられました。

この制度では、施設の設置者は、設置する施設から得られる収益を公園整備に 還元することを条件に、墨田区立公園条例で定めている公園面積に対する建築面 積の割合の緩和措置(+10%)や設置管理許可期間の緩和措置(最長20年)が適 用されます。



出典:「都市公園の質の向上に向けたPark-PFI活用ガイドライン」国土交通省

図30 Park-PFIのイメージ

④大学やUDCすみだとの連携

区は、千葉大学や情報経営イノベーション専門職大学(iU)と包括協定を、UDC すみだと連携協定を締結しており、大学の知見を活用して地域課題の解決を目指す「大学のあるまちづくり」を進めています。

千葉大学とは多様なニーズに対応する視認性・機能性・デザイン性に富んだ公園の利用案内看板についての調査研究、iUとはICTを活用した住民参加型公園管理についての調査研究をそれぞれ実施するなど、地域特性に応じた公園環境の整備に向けて、両大学と連携を図っています。

また、あずま百樹園再整備の一環で、同園に隣接する未利用地について、地域と 大学との交流広場「キャンパスコモン」として公園に編入するとともに、UDCすみだ が主催する学生向けアイデアコンペにおいて、再整備するトイレのデザインを募集 し、最優秀作品を設計に反映するなど、連携を図っています。

今後も、大学やUDCすみだとの連携により、公園の一層の魅力向上を目指して、 ハード・ソフト両面から「大学のあるまちづくり」を推進していきます。





図31 左:北方向から見た鳥瞰図、右:リニューアルトイレのパース図(あずま百樹園)

⑤ネーミングライツ

ネーミングライツとは、「公共施設の名前を付与する命名権と、付帯する諸権利 のこと」です。具体的には、スポーツ施設などの名前に企業名や社名ブランドをつ けることであり、公共施設の命名権を企業が買うビジネスです。

ネーミングライツにより区が得た対価については、基本的に施設の運営・管理に 役立てることができるため、厳しい財政情勢の中、安定的な財源確保により持続可 能な施設の運営を行うことができます。

また、民間の資源やノウハウを活用することで、施設の魅力を高めることや、 地域の活性化を図ることが期待できます。

(4)DXの推進

ICT・IoTなどのデジタル技術の進歩に伴い、データの利活用による新たな仕組みが生み出されています。公園の整備・管理運営の合理化やコスト縮減を実現するとともに、利用者サービスの更なる向上を図る観点から、活用することが望ましいと考えられるデジタル技術を積極的に活用し、DXを推進していきます。

なお、「取組」を実施する際には、DXを活用した場合の活用効果を予測するとと もに、効果が高いと判断した場合には積極的に実施していくことで、公園の魅力 向上や公園の整備・管理・運営の効率化、コスト削減を図っていきます。

(活用例)

- ・通報システムによる不具合箇所等の情報収集
- ・クラウド型の管理用カメラによるデータの一元管理・蓄積データのAI解析による 利用実態の把握
- ・案内サインなどに二次元コードを設置することによる避難誘導情報やイベント情報などの提供
- ・AR(拡張現実)の活用による公園の歴史や施設などの説明
- ・芝刈りロボットの導入

など

第5章 本プランの進め方 75



② より身近な公園へ

次の(1)~(4)により、誰にとってもより身近な公園にしていきます。

(1)利活用ルールの検討

ボール遊び、水遊び、ドッグランなどに関する要望などが多く寄せられていますが、これらの施設の設置・運営には、状況に応じたルールの弾力化が必要なため、独自の利活用ルールの検討を進めていきます(必要に応じて、都市公園法第17条の2に基づく協議会などを設置)。

また、公園の利活用ルールは、利用者に否定的な表現で示すのではなく、公園で「できること」を肯定的に示すことについて検討し、潜在的な利用者ニーズを喚起させることで、利用の増加を図ります。



写真39 ボール遊びのルールを示す看板例(八広公園)

(2)利用機会の提供

公園をより多くの人に利用してもらえるよう、誰もが楽しめるイベントの開催やレクリエーションなどのプログラムの提供により、公園利用の機会を広げます。

開催等に関する情報提供については、案内サインなどに二次元コードを設置して情報を提供するなど、DXを活用して効果的に行うことを検討します。

(3)公園に関する情報の発信

区民に公園への愛着を持ってもらうため、公園整備などの取組状況をはじめ、公園の設置目的や整備コンセプトなどの情報を、公園への周知看板や区ホームページ、SNSなどにより発信していきます。

(4)公園名称の検討

公園を新たに設置する際の公園名称については、愛着の持てる公園名称にする ため、区民と一緒に検討しています。

既存公園については、地元独自の愛称の方が浸透している場合や、児童遊園という名称のために大人が利用しにくいなどの課題もあることから、公園名称を愛称に変更するなど、より多くの方にわかりやすく、愛着をもってもらうための検討をしていきます。





(1)本プランの進行管理

本プランの計画期間は、令和23(2041)年度までの18年間です。その間に本プランを着実に進め、目指す公園像を実現するためには、適宜、進行状況を確認・評価し、状況に応じて本プランを改善することが重要です。

そこで、本プランの進行状況について、計画期間の中間及び最終年度に検討委員会形式や審議会形式などにより、外部の知見や利用者の意見などを踏まえた上で確認・評価し、改善を図っていくため、PDCAサイクル※で進行管理します。

※Plan(計画)、Do(実行)、Check(評価)、Action(改善)の4つのプロセスを 1つのサイクルとし、継続的に業務改善を行う考え方

表12 本プランの進行管理

ステップ	主体	実施内容
Plan	区	・前プランを改定して本プランを策定しました。 ・検討委員会などの検討結果を踏まえ、令和13年度に本プランを中間改定(中間改定プラン)します。 ・中間改定時と同様、検討委員会などの検討結果を踏まえ、令和23年度に中間改定プランを改定します。
Do	①区 ②区民 ③民間事業者	・目指す公園像を実現するため、先導的な役割を担う「リーディングプロジェクト」をはじめとした施策・取組を実施します。 ・本プランの推進で位置付けた「施設の適切な配置、区民との協働、民間活力の活用など」を推進します。
Check	検討委員会や審議会など	・附属機関として検討委員会などを設置し、前期8年の進捗確認や課題整理を行い、社会情勢の変化、公園利用者のニーズなどを踏まえ、本プラン
Action	(区、学識経験者、区民などで構成)	を改善した中間改定プラン案を検討します。 ・計画期間最終年度に、中間改定時と同様、検討委員会などで後期10年を踏まえ、中間改定プランを改善した次期改定プラン案を検討します。

(2)毎年度の進行状況の確認

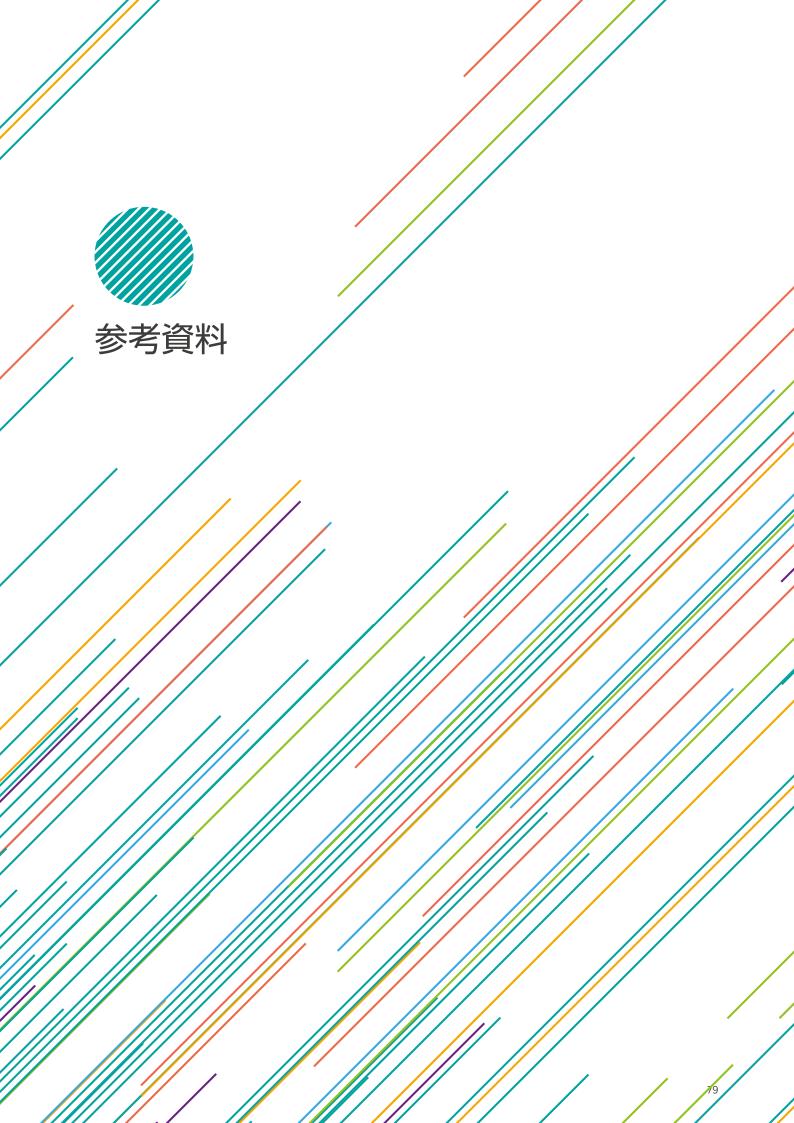
本プランでは、改定する際に設置した「庁内検討部会」を「公園マスタープラン推進会議」に移行し、「施策・取組」における前年度実績を確認するとともに、当該年度の実施内容について情報共有することで、毎年度の進行状況を確認します。

また、公園整備の際には、これまでどおりアンケート調査などにより公園利用者の意見を聞くとともに、整備後、一定期間利用してもらってから改めてアンケート調査などを実施することで整備に対する評価を確認し、その後の公園行政に活かしていきます。

第5章 本プランの進め方

77







1 検討委員会等名簿

(1)墨田区公園マスタープラン改定検討委員会名簿

学識経験者

氏名	所属等
◎ 柳井 重人	千葉大学大学院 園芸学研究院 教授
○ 荒井 歩	東京農業大学 地域環境科学部造園科学科 教授
霜田 亮祐	千葉大学大学院 園芸学研究院 准教授

◎:委員長 ○:副委員長

区職員委員

氏名	所属等
岸川 紀子	企画経営室長 ※令和4年度
岩佐一郎	企画経営室長 ※令和5·6年度
久井 隆司	都市計画部長
天海 晴彦	都市整備部長
鹿島田和宏	都市整備部環境担当部長 ※令和4年度 資源環境部長 ※令和5年度
岩下 弘之	資源環境部長 ※令和6年度

(2)墨田区公園マスタープラン改定に係る庁内検討部会名簿

	所属等
部会長	都市整備課長 ※令和4年度 都市整備部副参事(公園政策推進担当) ※令和5年度
メンバー	政策担当課長
メンバー	企画経営室副参事(SDGs未来都市政策調整担当)
メンバー	障害者福祉課長
メンバー	高齢者福祉課長
メンバー	福祉保健部副参事(地域包括ケア推進担当)
メンバー	子育て支援課長
メンバー	都市計画課長 ※令和4年度 都市計画課長事務取扱都市計画部参事 ※令和5年度
メンバー	防災課長
メンバー	都市整備課長 ※令和5年度
メンバー	土木管理課長
メンバー	道路公園課長
メンバー	環境保全課長



2 検討経過

(1)墨田区公園マスタープラン改定検討委員会

	内容
	・委員長及び副委員長の互選(事務局)
第1回	議題
令和5年1月27日	①改定の考え方について
	②計画骨子たたき台について
	・令和5年度組織改正に伴う検討委員等の変更について
笠の同	・第1回改定検討委員会、特別委員会等の概要について
第2回 令和5年8月28日	・墨田区公園マスタープラン改定のイメージ
711040月20日	議題
	改定墨田区公園マスタープランの骨子(案)について
第3回	·議事
令和5年10月17日	改定墨田区公園マスタープランの素案(案)について
第4回	·議事
令和5年12月12日	改定墨田区公園マスタープランの素案について
第5回	·議事
令和6年4月8日	改定墨田区公園マスタープランの案について

(2)墨田区公園マスタープラン改定に係る庁内検討部会

	内容
第1回 令和5年1月20日	・議事①改定の考え方について②計画骨子たたき台について
第2回 令和5年7月19日	・現行公園マスタープランの概要等について ・第1回改定検討委員会、令和4年度2月議会地域産業都市委員会等の概要について ・議事 ①墨田区公園マスタープラン改定の進め方について ②具体的な施策の検討に向けた各課からの要望について ③関係団体等へのヒアリングについて
第3回 令和5年8月23日	・第2回庁内検討部会及び特別委員会の概要 ・議事 改定墨田区公園マスタープランの骨子(案)について
第4回 令和5年10月11日 第5回	・議事 改定墨田区公園マスタープランの素案(案)について ・議事 改定墨田区公園マスタープランの素案について
令和5年11月22日 第6回(書面開催) 令和6年3月25日 ~29日	・議事 改定墨田区公園マスタープランの案について

(3)公園の在り方調査・災害対策特別委員会

墨田区議会の特別委員会として、令和5(2023)年5月29日に「公園の在り方調査・災害対策特別委員会(以下「特別委員会」といいます。)」が設置されました。

特別委員会において、区民の福祉の増進に資する魅力ある公園づくりを推進するための調査・検討が重ねられ、令和5(2023)年11月14日に「公園の在り方に関する提言書」が提出されました。

①調査の目的

魅力ある公園づくり及び水害対策等に関する諸問題について、総合的に調査し 対策を検討する。

②テーマ及び内容

テーマ	人に優しい公園の在り方、水害対策について、具体的な議論を深める。
	国土交通省「都市公園の柔軟な管理運営のあり方に関する検討会」の提言
	では、ポストコロナの新しい時代において、都市公園は、地域の課題や公園の
	特性に応じ、多機能性のポテンシャルを更に発揮することが求められている。
	このため、多様な利活用ニーズに応え、地域の価値を高め続ける「使われ活き
	る公園」を目指していくべきとされている。
	区では、少子高齢化や人口動態に伴うニーズ等の変化予測を踏まえ、量の
	確保とともに質や機能の特性を生かし、誰もが快適に利活用できる公園を目
内容	指して、「墨田区公園マスタープラン」の改定に取り組んでいるところである。
	本委員会では、このマスタープランの改定に合わせて、子どもから高齢者ま
	で多世代の区民に親しまれ、区民の福祉の増進に資する魅力ある公園づくり
	を推進するための調査・検討を行い、委員会での議論を通じて必要な提言を行
	っていくこととする。
	また、災害対策については、第19期災害対策特別委員会における協議内容
	等も踏まえ、今年度は特に水害対策を中心として、避難先など具体的な内容等
	について調査・検討を行う。

③特別委員会の経過

	内容
令和5年5月29日	・特別委員会の設置
令和5年6月26日	・特別委員会の運営方針を決定
令和5年7月21日	・墨田区公園マスタープラン改定作業の進捗等について、質疑等を実施
令和5年9月14日	・公園の在り方等について、委員間討議(勉強会)
令和5年9月28日	・公園の在り方に関する提言書(たたき台)ついて、委員間討議(勉強会)
令和5年10月23日	・公園の在り方に関する提言書(案)ついて、委員間討議(勉強会)
令和5年11月14日	・区長に「公園の在り方に関する提言書」を提出
令和6年1月10日	・墨田区公園マスタープラン改定作業の進捗状況について、質疑等を実施
令和6年2月13日	・「墨田区公園マスタープラン」(案)について、質疑等を実施
令和6年4月26日	・「墨田区公園マスタープラン」について、質疑等を実施

公園の在り方に関する提言書

一 墨田区公園マスタープランの推進に向けて ー

令和5年11月 公園の在り方調査・災害対策特別委員会

はじめに

国土交通省「都市公園の柔軟な管理運営のあり方に関する検討会」の提言では、ポストコロナの新しい時代において、都市公園は、地域の課題や公園の特性に応じ、多機能性のポテンシャルを更に発揮することが求められており、このため、多様な利活用ニーズに応え、地域の価値を高め続ける「使われ活きる公園」を目指していくべきとされています。

このことに併せて、令和5年5月29日に設置された本委員会では、"すみだ"らしい公園の在り方として、子どもから高齢者まで多世代の区民に親しまれ、区民の福祉の増進に資する魅力ある公園づくりを推進するための調査、検討を重ね、この度、提言書を取りまとめるに至りました。

区においては、墨田区公園マスタープランを改定・推進するに当たり、本提言の 実現に向けて検討されることを望みます。

なお、本書末尾には、あらかじめ各会派から募った意見をほぼ原文のまま掲載 してありますので、こちらも併せて今後の参考とされることを期待します。

令和5年11月14日

公園の在り方調査・災害対策特別委員会

1 個性ある公園、特色ある公園づくり

提言1 利用者のニーズに合った個性ある公園づくりについて

- (1)「使われ活きる公園」を目指して、利用者のニーズに合った個性のある公園整備を推進すること。また、定期的な利用者のニーズ調査を実施するとともに、公園の利用実態を把握し、公園の魅力向上に努めること。
- (2)区の考えと利用者のニーズとのギャップを解消するため、公園の設置目的及びコンセプト等を看板等で明示し、その公園を設置した意義を利用者に対し、 積極的に発信していくこと。

提言2 特色のある公園づくりについて

- (1)地域の価値及び魅力向上を図るために、地域の資源を生かした特色ある公園を整備すること。
- (2)次に掲げる機能等を有した公園について、計画的な整備を検討すること。
 - ア 子どもたちの意見を取り入れた遊具や遊び場のある公園
 - イ ボール遊びができる公園
 - ウスケートパーク、バスケットゴール等がある公園
 - エドッグランのある公園
 - オ 旧中川水辺公園等におけるカヌー、カヤック等、ウオータースポーツの拠点となる公園
 - カ 全天候型の公園

2 都市公園としての機能強化

提言1 魅力ある公園とするために

- (1)観光施策推進の一環として、ナイトタイムエコノミーを意識したイベント機能の強化を図ること。
- (2)公園トイレの機能強化(デザイン、機能、清掃回数の見直し)を図ること。

提言2 災害発生時の備えとして

(1)大規模公園については、避難場所としての位置付けに加え、救出救助活動及びボランティア活動の拠点並びに生活物資の集積・輸送拠点とするため、マンホールトイレ、かまどベンチ等の防災設備を拡充すること。

- (2)公園の防災設備の利用方法を周知するため、防災設備を活用し、避難生活を体験できるようなイベントを開催すること。
- (3)災害発生時においても公園が機能するよう、公園設備に使用する電力や燃料について、太陽光や風力、地熱といった再生可能エネルギーの積極的な活用を図ること。

提言3 生物多様性を身近に感じることのできる公園づくり

- (1) グリーンインフラ(自然環境が有する多様な機能を活用し、持続可能で魅力ある地域づくりを進める取組)としての機能の拡充を図ること。
- (2)大学、専門学校、小中・高校等のフィールドワーク・環境学習の場として活用できる、自然に触れ合える公園を整備すること。
- (3) 生態系を維持するための環境整備及び人材育成に努めること。

3 民間活力の活用・協働の推進

提言1 指定管理者制度、Park-PFI等の活用について

- * 本提言については全会派の合意に至らなかったが、重要な事項であるため、 両論を併記する。
 - (1)民間の資本及びアイデアを活用し、公園の魅力向上及びにぎわい創出を図るとともに、公園の効率的な管理運営に資するため、指定管理者制度やPark-PFIを 積極的に導入すること。
 - (2)公園マスタープランにPark-PFIの導入について明示すること。

【自由民主党・無所属、公明党、日本維新の会・国民民主党、都民ファーストの会】

- (1)指定管理者制度の導入に当たっては、そのことにより福祉の向上につながるかなど、法人の特性を踏まえて議論を尽くすこと。
- (2)公園施設の一部が有料化され、本来、憩いの場として誰もが利用できた場所が 失われる可能性があるPark-PFIは導入しないこと。

【日本共産党、立憲民主党】

提言2 官民等の連携・協働の推進について

- (1)公園管理について、民間活力のほか、ボランティア人材を活用できる仕組みづくりを検討すること。
- (2)各ステークホルダーの協働により、公園の管理運営に係る課題を抽出・共有できる仕組みづくりを検討すること。
- (3)企業参加を促すため、ネーミングライツパートナー制度の活用を図ること。
- (4)事業者との相互連携を図り、隅田公園の時間消費型の公園としての機能強化を図ること。

提言3 イベントの開催等によるにぎわい創出について

- (1)区として、多様な主体の個性を生かし、誰もが楽しめるイベントを開催すること。
- (2)民間によるイベント利用時の活性化を図るため、大規模公園の占用利用の拡大を図るなど、可能な規制緩和について積極的に検討を行うこと。

4 バリアフリー(ユニバーサルデザイン)・インクルーシブの推進

- 提言1 ウェルビーイング(健康で調和のとれた充実した暮らしを送ること)に資す る公園づくり
- (1)誰もが憩いとうるおいを得られる公園であるために、遊具、公園トイレ、植栽、パーゴラ、ベンチ等を計画的に整備すること。
- (2)ユニバーサルデザインに基づいた公園全体のバリアフリー化を進めること。 あわせて、インクルーシブ遊具を計画的に設置すること。
- (3)多様なライフスタイルに対応し、子どもから高齢者まで楽しめる遊具等の施設整備を図ること。また、リハビリに資する機能など、地域が求める設備を設置すること。

5 管理運営の適正化

提言1 利用の向上について

- (1)公園で「できること」を積極的に明示し、利用者の潜在ニーズを喚起することで、利用の最大化を図ること。
- (2)公園の利用者数が想定より少ない場合は、遊具や設備について必要な見直しを適宜実施すること。

提言2 アクセス不便地域の解消について

(1)地域によって公園が少なく、公園へのアクセスが困難とならないよう、可能な限り公園を増やしていく、面積を拡大していくよう努めること。

提言3 公園審議会の設置について

(1)都市公園法第17条の2に基づく協議会、又は区長の諮問に応じて公園行政の評価、検証を行う機関として公園審議会の設置を検討すること。

提言4 管理運営の適正化について

- (1)公園設備の選定に当たっては、イニシャルコスト、ランニングコストを意識しつつ、公園の設置目的及びコンセプトに合った設備を選定すること。
- (2)利用者による公園施設、遊具等の不具合通報システム、芝刈りロボット等、ICT・IoTの導入に努めること。

提言5 公園施設の設置基準について

(1)都市公園法第4条に基づき、公園施設として設ける建築物の建築面積について、従来からの基準を十分参酌した上で研究すること。



③ 第1回WEBアンケート結果

(1)目的

本調査は、本プラン改定に係る「公園に係る整備・管理運営の施策」を検討するに当たり、現在の公園等の利用状況や利用・施設に関する意見などを収集し、公園利用者が今後の公園づくりに何を求めているかを把握するために実施したものです。

(2)アンケート項目

表13 第1回WEBアンケート調査の項目一覧

問(1)一①	お住まいについて、該当するものをお選びください。
	「選択項目】
	·区内
	·区外
問(1)一②	
	入ください。
問(1)-③	年齢又は年代をご記入ください。
問(2)-①	公園等の平均利用頻度について、該当するものをお選びください。
	【選択項目】
	·週3回以上
	·週1~2回
	·月1回程度
	・ほとんど利用しない
問(2)-②	前問(2)一①で「ほとんど利用しない」を選んだ方は、その理由として該当す
	るものをお選びください。(複数回答可:いくつでも)
	【選択項目】
	・近くに公園等がないから
	·公園等が小さい又は狭いから
	·公園等が古い又は汚いから
	·公園等を利用する目的がないから
	·公園等に利用したい施設がないから
	・植物などの生きものが好きではないから
	·その他
問(2)-③	前問(2)-②で「その他」を選択した方は、その理由をご記入ください。
	(自由記述)
問(3)一①	公園等の利用目的について、該当するものをお選びください。
	(複数回答可:いくつでも)
	【選択項目】
	·休憩
	·遊び
	·交流

	·観光
	・その他
問(3)-②	前問(3)一①で「その他」を選択した方は、その理由をご記入ください。
	(自由記述)
問(4)	公園等をどなたと利用されるかについて、該当するものをお選びください。
	(複数回答可:いくつでも)
	【選択項目】
	・同伴者なし(1人)
	・家族①(お子様)
	・家族②(お子様以外:親、夫婦、祖父母など)
	・友人、団体、その他
問(5)一①	今後の公園づくりで、特に力を入れて欲しいと思う項目がありましたら、該当
	するものをお選びください。(複数回答可:5項目以内)
	【選択項目】
	·子どもや子育て世帯の利用(幼児用·児童用遊具、ボール遊び広場の設置
	など)
	・高齢者の利用
	・障害のある方の利用
	・区外からの来訪者や外国人旅行者の利用
	·防災対策
	・安全・安心な利用(トイレ、遊具、樹木等の適切な管理など)
	·緑化推進
	・水辺空間の活用(河川テラスの整備・公園化など)
	・自然環境の保全(動植物が安定して生活できる生息空間の保全など)
	・生きものとのふれあい(草花、魚類、鳥類など)
	・ドッグランの設置
	・まちのシンボルとなる大規模公園の整備(錦糸公園、隅田公園など)
	・個性的な小・中規模公園の整備(同じような公園にならないよう、特徴の
	ある公園づくりなど)
	・健康増進(スポーツ・レクリエーション施設の充実など)
	・歴史・文化の活用
	・地域コミュニティづくり
	・にぎわいづくり(公園内でのイベント開催、柔軟な利用ルールの適用な
	ど)
	・公園づくりへの参加
	・その他
問(5)一②	前問(5)-①で「その他」を選択した方は、その理由をご記入ください。
	(自由記述)
問(6)一①	現在の公園等で、改善が必要と感じている項目がありましたら、該当するも
	のをお選びください。(複数回答可:5項目以内)
	【選択項目】(5)-①と同じ項目
問(6)-②	前問(6)一①で「その他」を選択した方は、その理由をご記入ください。
	(自由記述)

(3)集計結果

①回答者数

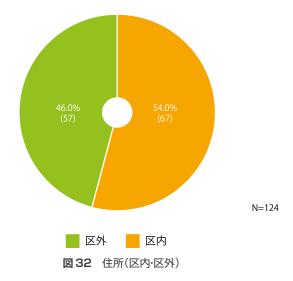
回答者数は、124人でした。

(アンケート期間:令和5年3月13日から令和5年3月22日まで)

②各アンケート項目の集計結果

(ア)問(1)-① お住まいについて、該当するものをお選びください。

- 区内が54.0%、区外が46.0%でした。
- 図中()内の数値は、回答数を表しています。



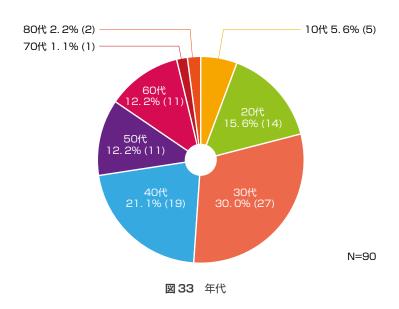
(イ)問(1)-② 前問(1)-①で「区内」を選んだ方は、お住まいの地域(町丁目まで)を ご記入ください。

この質問の回答者は60人で、南部にお住まいの方が28人、北部が32人でした。表14 地域(町丁目別)

南北 回答者数 南北 回答者数 町丁目 町丁目 両国一~四 0 8 向島一~五 3 千歳一~三 1 東向島一~六 2 堤通一~二 1 緑一~四 1 2 立川一~四 墨田一~五 菊川一~三 押上一~三 3 江東橋一~五 2 京島一~三 3 0 文花一~三 1 亀沢一~四 2 八広一~六 8 南部 北部 3 石原一~四 2 立花一~六 本所一~四 5 東墨田一~三 0 東駒形一~四 4 吾妻橋一~三 3 錦糸一~四 0 太平一~四 4 横川一~五 業平一~五 0 南部計 28 北部計 32 合計 60

(ウ)問(1)-③ 年齢又は年代をご記入ください。

- この質問の回答者は90人でした。 なお、年齢の回答については、年代として集計しています。
- 「30代」が30.0%で最も多く、次いで「40代」が21.1%、「20代」が15.6%でした。



(エ)問(2)-① 公園等の平均利用頻度について、該当するものをお選びください。

- この質問の回答者は124人でした。
- 利用頻度は、「週3回以上」が38.7%で最も多く、次いで「週1~2回」が29.0%で した。

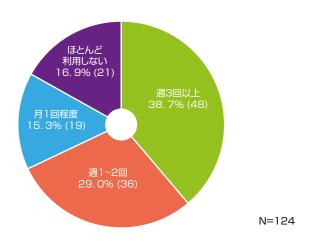


図34 利用頻度

(オ)問(2)-② 前問(2)-①で「ほとんど利用しない」を選んだ方は、その理由として該当するものをお選びください。(複数回答可:いくつでも)

- アンケート項目(2)一①で公園を「ほとんど利用しない」を選択した回答者21人の理由は、図35のとおりです。
- 利用しない理由は「公園等を利用する目的がないから」が81.0%で最も多く選択されました。

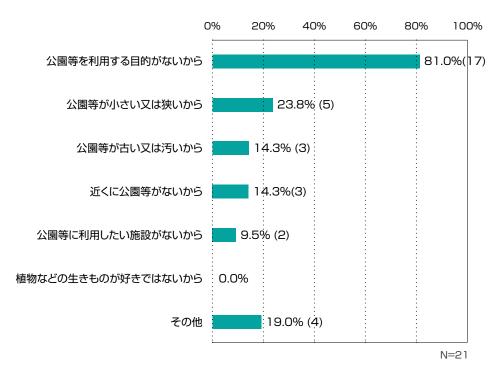


図35 「ほとんど利用しない」理由

(カ)問(2)-③ 前問(2)-②で「その他」を選択した方は、その理由をご記入ください。 (自由記述)

• 利用しない理由で「その他」を選択し、その理由について記入があった回答は 4件でした。

表 15 問(2)-②で「その他」を選択した理由

- 公園を利用する際は地元の公園か他の地区の大きい公園に行く。
- 心地いい空間でないから。
- ※そのほかの回答もありましたが、「その他」を選んだ理由ではなく意見等であったため、 本表には記載していません。

(キ)問(3)-① 公園等の利用目的について、該当するものをお選びください。 (複数回答可:いくつでも)

- この質問の回答者は124人でした。
- 公園等の利用目的は、「遊び」が54.8%で最も多く、次いで「休憩」が51.6%でした。

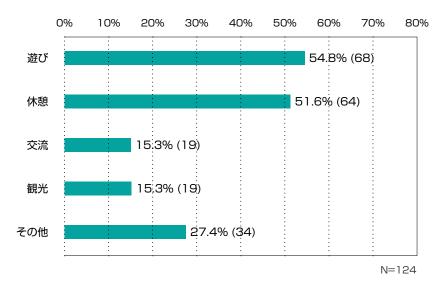


図36 公園等の利用目的

(ク)問(3)-② 前問(3)-①で「その他」を選択した方は、その理由をご記入ください。 (自由記述)

• 公園等の利用目的で「その他」を選択し、その理由について記入があった回答は34件でした。

表 16 前問(3)-①で「その他」を選択した理由

- 散歩・運動等(19件)(散歩・ウォーキング、犬の散歩、運動(軽い運動、運動不足解消含む)、ラジオ体操、ジョギング など)
- リフレッシュ・自然観察等(10件)(リフレッシュ、癒し、眺望を楽しむ、自然観察、鳥類の観察、読書 など)
- ボランティア活動・地域活動(4件)(主な回答は、ボランティア活動、防災訓練の参加 など)
- 仕事(1件)

(ケ)問(4) 公園等をどなたと利用されるかについて、該当するものをお選びください。 (複数回答可:いくつでも)

- この質問の回答者は124人でした。
- 公園利用時の同伴者は、「同伴者なし(1人)」が42.7%で最も多く、次いで、「家族 ①(お子様)」が37.9%でした。

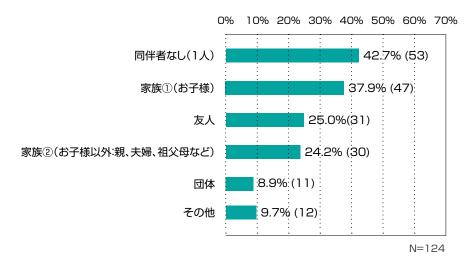


図37 同伴者

(コ)問(5)一① 今後の公園づくりで、特に力を入れて欲しいと思う項目がありましたら、 該当するものをお選びください。(複数回答可:5項目以内)

- この質問の回答者は124人でした。
- ・公園づくりで特に力を入れて欲しいことは「安全・安心な利用」が62.9%で 最も多く、次いで、「子どもや子育て世帯の利用」が53.2%でした。

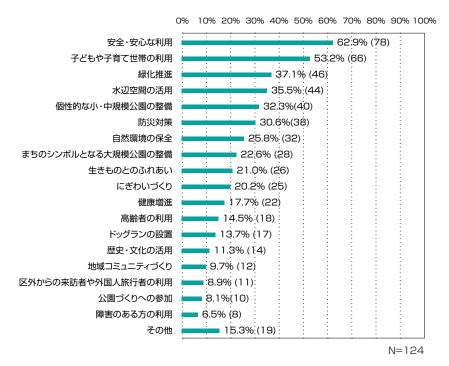


図38 特に力を入れて欲しい項目

- (サ)問(5)-② 前問(5)-①で「その他」を選択した方は、その理由をご記入ください。 (自由記述)
- 公園づくりで特に力を入れて欲しい内容として「その他」を選択し、その理由について記入があった回答は18件でした。
- 公園の利用に関しては、楽器演奏やどろんこ遊び等の利用、飲食や休憩利用、 アニメの聖地巡礼地としての利用等がありました。
- 公園整備については、空き家の跡地を活用した広場づくりといった新規整備 についての意見がありました。
- 植物管理では、高木の剪定について意見がありました。
- 施設整備については、衛生面の向上、古い遊具の改善等がありました。
- 利用者マナーの向上については、ペットのノーリード、鳥への餌やり、自転車の 乗り入れ、スケボー利用等がありました。

表 17 「今後の公園づくりで特に力を入れて欲しいこと」で「その他」の理由

※【 】は主な事例

• 公園利用の多様化(8件)

【楽器が奏でられる公園、昆虫等の住処がある公園、泥んこ遊びができる公園、

工作物が作れる公園、飲食・休憩スペースの設置、アニメの聖地巡礼地としての利用など】

公園の新規整備(1件)

【空き家の跡地を活用した広場づくり】

植物管理について(1件)

【高木の剪定】

施設管理について(3件)

【衛生面の向上、釣り堀の魚の管理、古い遊具の改善など】

• 利用者マナーの向上(5件)

【ペットのノーリード、糞の放置、自転車の乗り入れ、鳥への餌やり、釣り人のマナー、

夜間の騒音、スケボー利用、喫煙 など】

※そのほかの回答もありましたが、「その他」を選んだ理由ではなく意見等であったため、 本表には記載していません。

(シ)問(6)-① 現在の公園等で、改善が必要と感じている項目がありましたら、

該当するものをお選びください。(複数回答可:5項目以内)

- この質問の回答者は124人でした。
- 改善が必要と感じていることは、「安全・安心な利用」が38.7%で最も多く、次いで、「子どもや子育て世帯の利用」が29.0%でした。

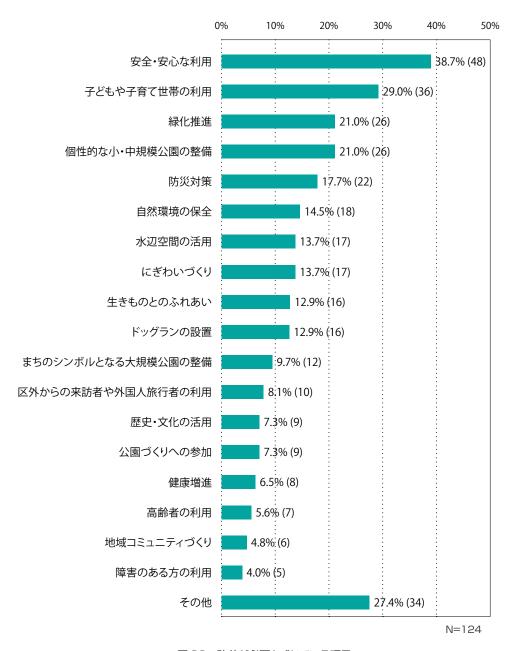


図39 改善が必要と感じている項目

(ス)問(6)-② 前問(6)-①で「その他」を選択した方は、その理由をご記入ください。 (自由記述)

• 改善が必要と感じていることで「その他」を選択し、その理由について記入があった回答は37件でした。

表 18 「現在の公園等で改善が必要と感じていること」で「その他」の理由

※【 】は主な事例

• 公園利用の多様化(5件)

【ボール遊びができる場所、イベントの開催、清潔感がある公園、子どもが自然と触れ合える環境、ドッグラン、アニメ巡礼地、高齢者参加型コミュニティ など】

● 公園の新規整備(1件)

【無理に公園を作らなくても良い】

適切な植物管理(3件)【多すぎる樹木量の低減、大きすぎる樹木の更新、芝生の適切な管理】

 施設整備について(9件)
 【トイレ、ゴミ箱、喫煙所、紅葉する木、ベンチ、テーブル、日除け、釣り堀を廃止して プールの整備、平坦な園路、シンボルツリー、大きい芝生広場 など】

● 施設管理について(9件)

【既存施設の劣化、遊具の交換サイクルの計画が必要、遊具の錆、砂舗装による砂の巻き上げ、トイレの清掃、トイレットペーパーの設置、管理人の態度が悪い など】

• 利用者マナーの向上(10件)

【ゴミ捨て(おむつなど)、タバコのポイ捨て、多目的トイレ使用時間利用、ペットのノーリード、酒盛り等の騒音、夜間の騒音、スケボー利用、鳥への餌やり、喫煙 など】

※そのほかの回答もありましたが、「その他」を選んだ理由ではなく意見等であったため、 本表には記載していません。





・第2回WEBアンケート結果

(1)目的

本調査は、今ある公園を最大限活用するため、「公園の改修や公園施設を配置 する際に、施設の種類や規模などを考慮して、区内にバランスよく配置するための 考え方」を検討するに当たり、公園利用者の利用実態及びニーズを把握するため に実施したものです。

(2)アンケート項目

	表 19 第2回WEBアンケート調査の項目一覧
問1	あなたは、次のどれにあてはまりますか。
	【選択項目】
	·未就学
	·小学生
	·中学生
	·高校生
	·専門学校生·大学生·大学院生
	·自営業·自由業·個人事業主
	·会社等の経営者·役員
	・会社員・公務員(非正規・パート含む)
	·休業中(産·育休、病休等)
	・主夫・主婦・家事手伝い
	·無職(定年·勧奨退職、引退後)
	·無職(未就職、普通退職·引退後)
	·その他
問2	あなたは普段、公園を利用しますか。※通勤・通学等での通過のみの場合
	は、利用には含みません。
	【選択項目】
	·利用する
	·利用しない
問3(1)	あなたは、主に公園で何をしていますか、何をして過ごしますか。
	(複数回答可:3項目以内)
	【選択項目】
	・飲食(アルコール含む)、ピクニック等のレクリエーション
	·観賞、休憩·休息等
	・ジョギング、ラジオ体操、ダンス等の運動
	・散歩、ウォーキング、健康器具を使ったストレッチ等の運動
	・鬼ごっこ、ボール遊び、楽器・歌唱練習等の遊び・娯楽
	・遊具遊び、水遊び、囲碁・将棋、カードゲーム等の遊び・娯楽
	・会話、ボランティア活動等
	・イベント等を実施、イベント等に参加

·仕事

·喫煙

・トイレ、自動販売機・売店での買い物

その他

問3(2)

問3(1)の回答内容ごとに次の1)~5)の該当項目をお選びください。

1)何人で公園に行きますか。

【選択項目】

·1人

·2人

·3人以上

2)ペットは一緒ですか。(盲導犬、介助犬、聴導犬はペットに含みません。)

【選択項目】

- ·一緒ではない
- ·1匹(頭)
- ·2匹(頭)以上
- 3)いつ公園に行きますか。

【選択項目】

- ·平日·日中
- ·平日·夜間
- ·休日·日中
- ·休日·夜間
- 4)公園にどうやって行きますか。

【選択項目】

- ・徒歩・車いす
- ·自転車
- ·車・バイク
- ・バス・電車等
- ·スケボー·キックボード等
- 5)公園までどれくらいの時間をかけて行きますか。

【選択項目】

- ·5分未満
- ·5分以上10分未満
- ·10分以上20分未満
- ·20分以上30分未満
- ·30分以上

問4

あなたがもっと公園に行くには、もっと公園で楽しく過ごすには、次のうちどれが必要ですか。(複数選択可:いくつでも)

【選択項目】

- ・だれでも一緒に遊べる遊具(バリアフリー遊具)
- ・他の公園にはない特徴のある遊具
- ・健康器具(背伸ばし、ぶら下がり等ができる器具)
- ・ボール遊びができる広場
- ・水遊びができる施設
- ·芝生広場
- ·飲食等ができるテーブル·イス

- ・日常的にキッチンカー・屋台等が出店されている、イベントが開催されている
- ・キッチンカー・屋台等が出店できる、大道芸が披露できる(営業行為の制限緩和)
- ・バーベキューができる広場
- ・キャンプができる広場
- ・魚釣り場
- ・ドッグラン
- ·ドローン・ラジコン場
- ·スケートパーク(スケボー、BMX等)
- ・トイレ
- ·自転車駐車場
- ・防犯カメラ(安全カメラ)
- ・歴史を感じることができる
- ・今より施設の管理が行き届いていて、いつでも使える
- ・今より清掃が行き届いていて、きれいになる
- ・今より静かで落ち着いている
- ·今よりルールやマナーが守られている
- ·今のままでよい
- ・公園には行かない
- ・その他

(3)集計結果

- ①回答者数
- 回答者数は、961人でした。
- (アンケート期間:令和5年5月26日から6月26日まで)
- ②質問ごとの集計結果
- (ア)問1 あなたは、次のどれにあてはまりますか。
- この質問の回答者は961人でした。
- 図中()内の数値は、回答数を表しています。
- 回答者の属性としては、「会社員・公務員(非正規・パート含む)」が48.0%で最 も多く、次いで、「未就学」が10.4%、「主夫・主婦・家事手伝い」が9.7%でした。

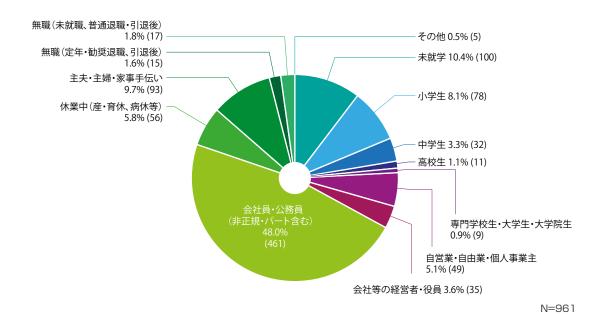


図40 回答者の属性

(イ)問2 あなたは普段、公園を利用しますか。

- この質問の回答者は961人でした。
- 公園を利用すると答えた割合は全体の85.3%で、利用しないが14.7%でした。

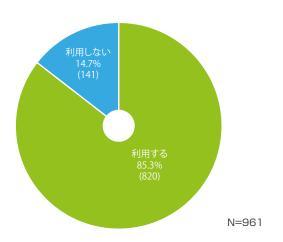


図41 公園利用の有無

(ウ)問3(1) あなたは、主に公園で何をしていますか、何をして過ごしますか。

(複数回答可:3項目以内)

- この質問の回答者は820人でした。
- 回答者の利用内容としては、「遊具遊び、水遊び、囲碁・将棋、カードゲーム等の遊び・娯楽」が50.9%で最も多く、次いで、「鬼ごっこ、ボール遊び、楽器・歌唱練習等の遊び・娯楽」が41.6%、「散歩、ウォーキング、健康器具を使ったストレッチ等の運動」が35.4%でした。

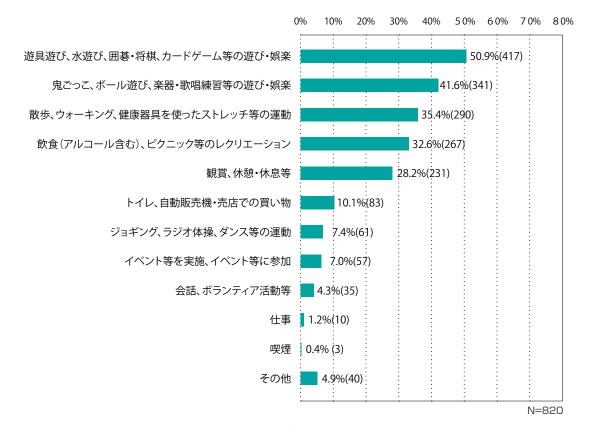


図42 主な利用内容

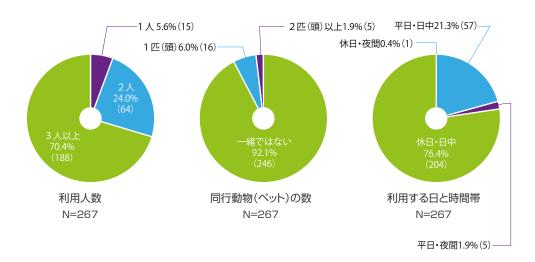
(エ)問3(2) 問3(1)の回答内容ごとに次の1)~5)の該当項目をお選びください。

1)利用人数、2)同行動物(ペット)の数、3)利用する日と時間帯、4)公園までの移動手段、

5)公園までの移動時間

a 「飲食(アルコール含む)、ピクニック等のレクリエーション」で利用する人数や移動 手段等

• この項目を選んだ回答者数は267人でした。



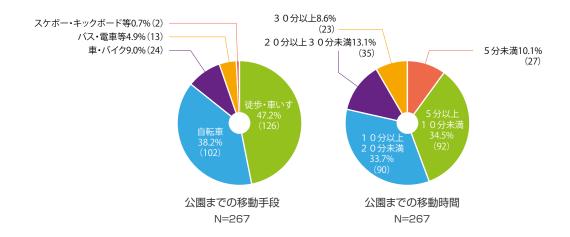


図43 「飲食(アルコール含む)、ピクニック等のレクリエーション」で利用する人数や移動手段等

- b 「観賞、休憩・休息等」で利用する人数や移動手段等
- この項目を選んだ回答者数は231人でした。

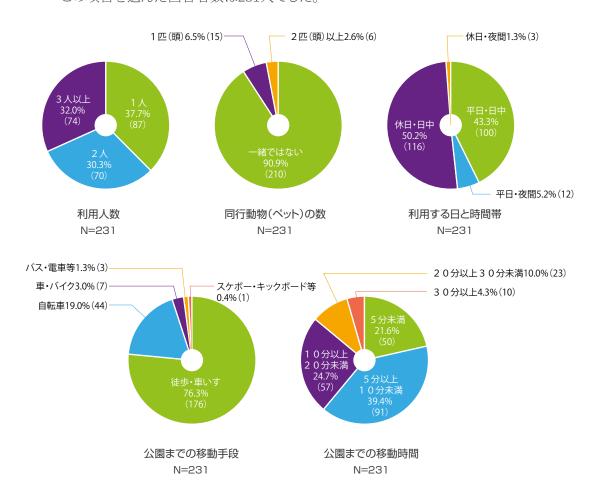


図 44 「観賞、休憩・休息等」で利用する人数や移動手段等

c 「ジョギング、ラジオ体操、ダンス等の運動」で利用する人数や移動手段等

• この項目を選んだ回答者数は61人でした。

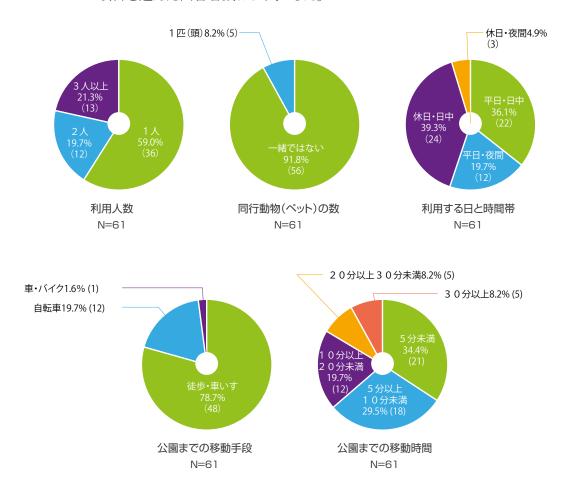
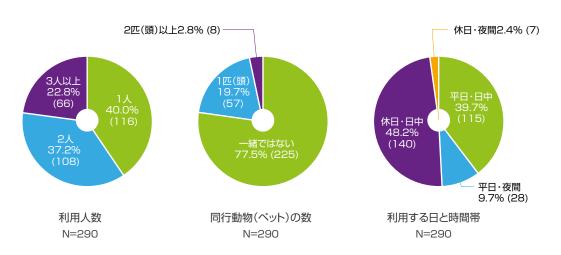


図 45 「ジョギング、ラジオ体操、ダンス等の運動」で利用する人数や移動手段等

- d 「散歩、ウォーキング、健康器具を使ったストレッチ等の運動」で利用する人数や 移動手段等
- この項目を選んだ回答者数は290人でした。



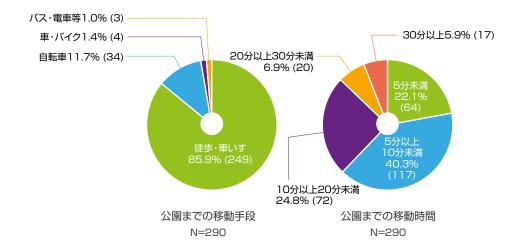


図46 「散歩、ウォーキング、健康器具を使ったストレッチ等の運動」で利用する人数や移動手段等

- e 「鬼ごっこ、ボール遊び、楽器・歌唱練習等の遊び・娯楽」で利用する人数や移動手段等
- この項目を選んだ回答者数は341人でした。

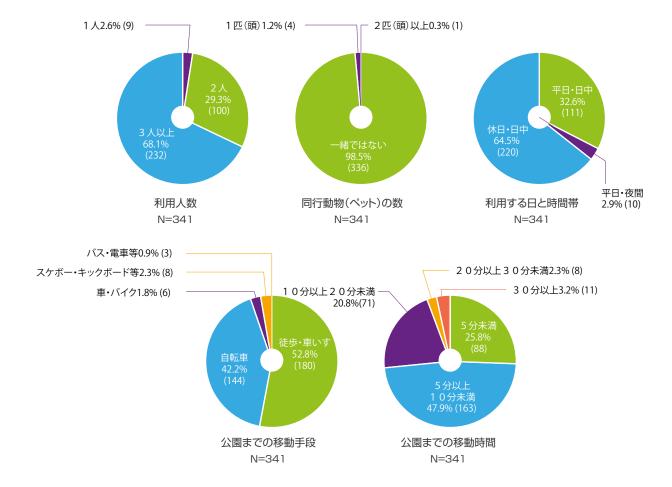


図47 「鬼ごっこ、ボール遊び、楽器・歌唱練習等の遊び・娯楽」で利用する人数や移動手段等

f 「遊具遊び、水遊び、囲碁・将棋、カードゲーム等の遊び・娯楽」で利用する人数や移動手段等

• この項目を選んだ回答者数は417人でした。

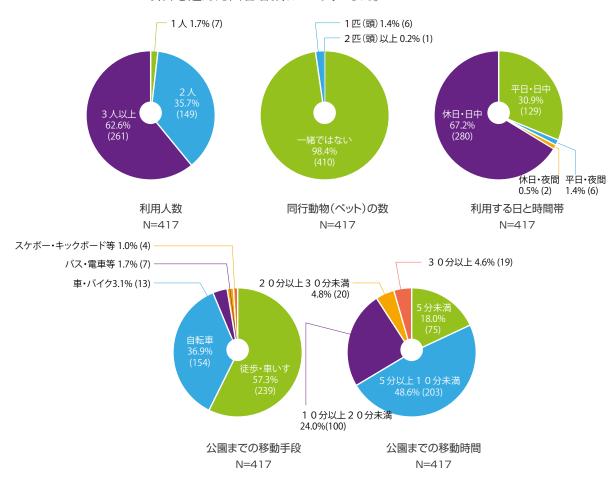
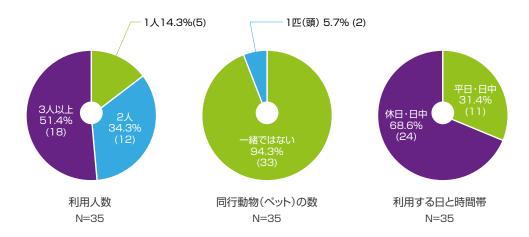


図48 「遊具遊び、水遊び、囲碁・将棋、カードゲーム等の遊び・娯楽」で利用する人数や移動手段等

g 「会話、ボランティア活動等」で利用する人数や移動手段等

• この項目を選んだ回答者数は35人でした。



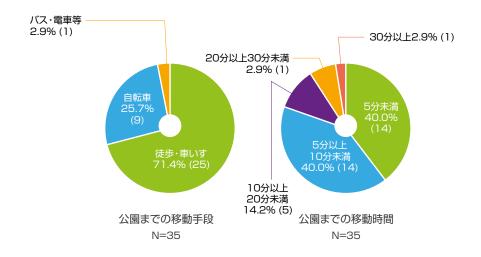


図49 「会話、ボランティア活動等」で利用する人数や移動手段等

h 「イベント等を実施、イベント等に参加」で利用する人数や移動手段等

• この項目を選んだ回答者数は57人でした。

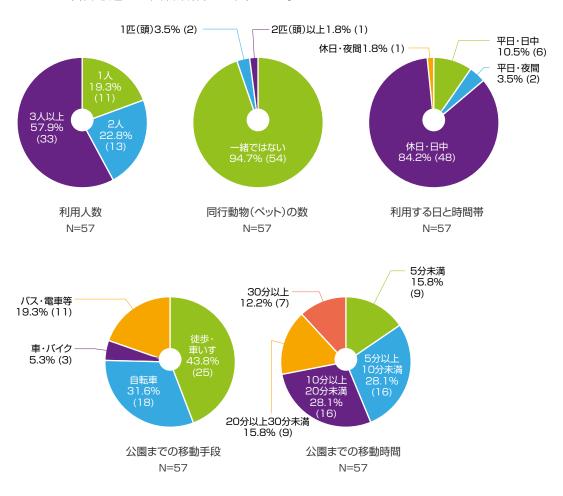


図50 「イベント等を実施、イベント等に参加」で利用する人数や移動手段等

i 「仕事」で利用する人数や移動手段等

• この項目を選んだ回答者数は10人でした。

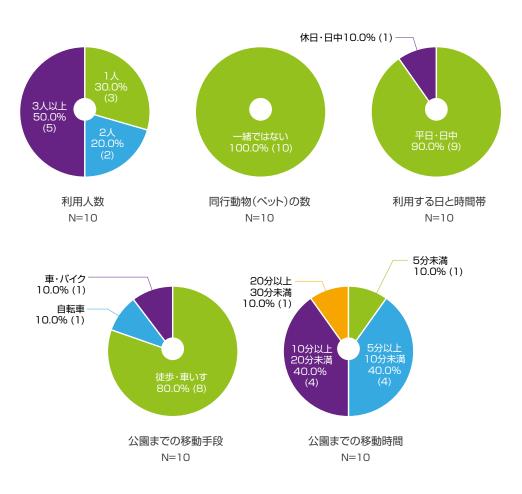


図51 「仕事」で利用する人数や移動手段等

j 「喫煙」で利用する人数や移動手段等

• この項目を選んだ回答者数は3人でした。



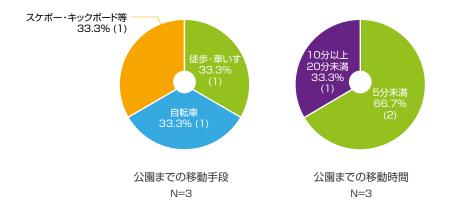


図52 「喫煙」で利用する人数や移動手段等

- k 「トイレ、自動販売機・売店での買い物」で利用する人数や移動手段等
- この項目を選んだ回答者数は83人でした。

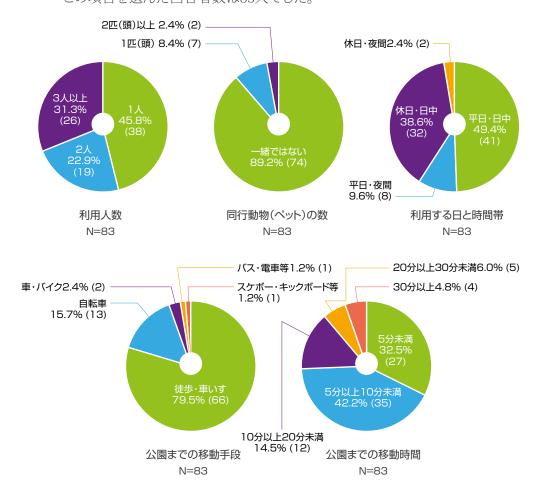


図53 「トイレ、自動販売機・売店での買い物」で利用する人数や移動手段等

I 「その他」で利用する人数や移動手段等

• この項目を選んだ回答者数は40人でした。

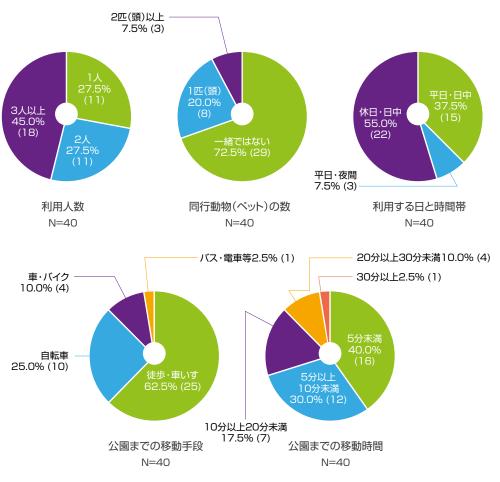


図54 「その他」で利用する人数や移動手段等

(オ)問4 あなたがもっと公園に行くには、もっと公園で楽しく過ごすには、次のうちどれが必要ですか。(複数選択可:いくつでも)

- この質問の回答者は961人でした。
- 回答者の選択した項目としては、「芝生広場」が50.1%で最も多く、次いで、「トイレ」が45.4%、「今より清掃が行き届いていて、きれいになる」が43.2%でした。

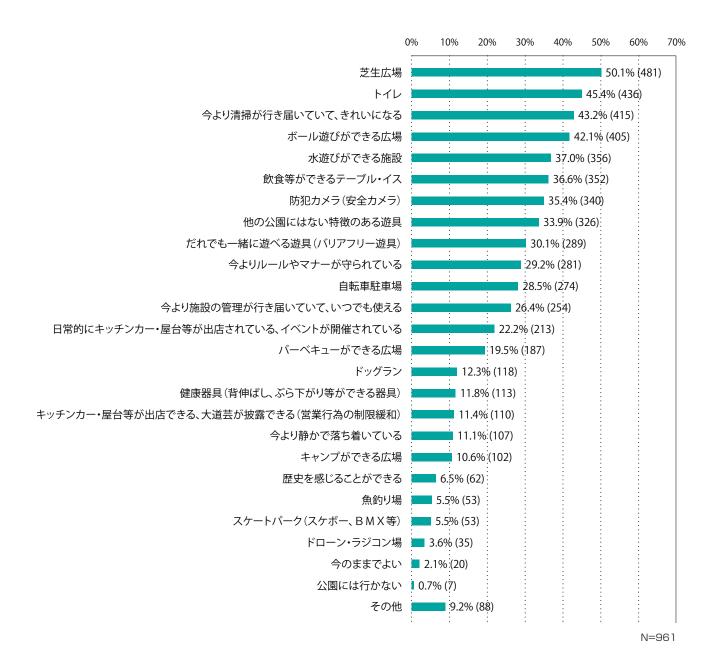


図55 公園に要望・期待すること



5 パブリックコメントの実施

(1)意見募集期間

令和6(2024)年2月21日から令和6(2024)年3月21日まで

(2)意見募集の周知・公表方法

- ①周知方法
- ・区のお知らせ(令和6年2月21日号)
- 区ホームページ
- ② 公表資料の閲覧場所
- ·都市整備課(区役所9階)
- ・区民情報コーナー

(3)意見募集の結果

意見者数5名(意見数10件)





	用語	·····································
あ	ICT·loT	ICT(Information and Communication Technology)は、情報や通信に関する技術の総称のことをいいます。 IoT(Internet of Things)は、「モノのインターネット」と呼ばれ、これまでインターネットに接続されてきたパソコンやスマートフォンに加えて、自動車やテレビなどの様々なモノがインターネットにつながるようになっています。
	インクルーシブ	「すべてを包括する、包みこむ」を意味し、障害の有無や性別、性 的志向、人種などの違いを認め合い、すべての人が互いの人権と 尊厳を大事にしながら生きていくことをいいます。
	ウェルビーイング	個人の権利や自己実現が保障され、身体的、精神的、社会的に良 好な状態にあることを意味する概念です。
	ウォーカブル	居心地がよく、歩きたくなることを意味します。
	梅若塚	室町時代の能「隅田川」(観世十郎元雅作)で有名な木母寺(墨田区堤通)に伝承されてきた、梅若丸とその母にまつわる哀話・梅若 伝説の人物、梅若丸の墓であるとされています。
	Al	Al(Artificial Intelligence)は、人工知能のことであり、コンピューターの性能が大きく向上したことで、機械であるコンピューターが「学ぶ」ことができるようになりました。
	AR	AR(Augmented Reality)は、拡張現実のことであり、現実世界に仮想空間の情報やコンテンツを重ね合わせて表示する技術です。
	SDGs	SGDs(Sustainable Development Goals)は、持続可能な開発目標のことであり、平成27(2015)年9月の国連サミットにおいて採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」に記載された国際目標です。
יל	カーボンニュートラル	二酸化炭素をはじめとする温室効果ガスの「排出量」から、植林、 森林管理などによる「吸収量」を差し引いて、合計を実質的にゼロ にすることです。
	キャンパスコモン	文花地区にある千葉大学と情報経営イノベーション専門職大学 の間に位置する大学のあるまちづくりのシンボルとなる、あずま 百樹園内の交流広場のことです。
	グリーンインフラ	社会資本整備や土地利用等において、自然環境が有する多様な機能を活用することで、様々な課題解決を進めようとする考え方です。
	公募設置管理制度 (Park-PFI)	平成29(2017)年の都市公園法改正により創設された、飲食店、売店等の公園利用者の利便の向上に資する公募対象公園施設の設置と、当該施設から生ずる収益を活用してその周辺の園路、広場等の一般の公園利用者が利用できる特定公園施設の整備・改修等を一体的に行う者を、公募により選定する制度です。
<u>ਨ</u>	指定管理者制度	平成15(2003)年の地方自治法改正により創設された、「多様化する住民ニーズにより効果的、効率的に対応するため、公の施設の管理に民間の能力を活用しつつ、住民サービスの向上を図るとともに、経費の節減を図ること」を目的として、地方公共団体が、指定する法人その他の団体に対して、公の施設の管理を行わせることができることとした制度です。
	生物多様性	生きものたちの豊かな個性とつながりのことです。 地球上の3,000万種ともいわれる多様な生命は一つひとつに個 性があり、すべて直接的・間接的に支えあって生きています。

ਠ	設置管理許可制度	都市公園法第5条に基づき、公園管理者が、公園管理者以外の 者に飲食店、売店等の公園施設の設置・管理を許可できる制度で す。			
	ゼロカーボンアクショ ン30	脱炭素社会実現に向け、生活者目線での具体策の一つとして、衣 食住・移動・買い物など日常生活における脱炭素行動と暮らしにお けるメリットを整理したものです。			
た	DX	DX(Digital Transformation)は、デジタル技術を浸透させる ことで人々の生活をより良いものへ変革することを指します。			
な	二次元コード	縦と横の2方向に情報を持つコードであり、横方向だけに情報を 持つ一次元コード(バーコード)に対して、小さな面積でより多く の情報を扱うことができます。			
	ネイチャーポジティブ	ネイチャーポジティブ(自然再興)とは、自然を回復軌道に乗せる ため、生物多様性の損失を止め、反転させることを意味します。			
	ネーミングライツ	公共施設の名前を付与する命名権と付帯する諸権利のことで、 民間の資源やノウハウ等を活用するため、施設の魅力向上や地 域の活性化が期待できます。			
ts	ビオトープ	生きものを意味する「Bios」と場所を意味する「Topos」を合成した造語であり、日本語では「生きものの場所」「生きものが暮らす場所」という意味を持ちます。 ビオトープを人工的につくることで、たくさんの生きものを呼び込むことができます。			
	フェーズフリー	日常時·非常時という社会のフェーズ(状態)を分けない考え方で す。			
	包括的管理委託	公園の維持管理に際し、公園清掃、植栽管理等の業務ごとに発注 するのでなく、地域ごと等の包括的な維持管理を複数年度に渡っ て発注する委託方法です。			
\$	マンホールトイレ	下水道管路や地下貯留槽の上にマンホールを設置し、災害時に 簡易な便座やパネルを設けることで、迅速にトイレ機能を確保す るものです。			
	みどり率	「緑被率」に「河川等の水面が占める割合」と「公園内の緑で覆われていない面積の割合」を加えた割合のことです。			
Б	ライフサイクルコスト	施設等を作ることから、役割を終えるまでにかかる総費用のこと です。			
	緑被率	緑被地(樹林、草地、屋上緑地)が、その地域全体の面積に占める 割合のことで、緑の量を把握する手法として広く用いられていま す。			



墨田区公園マスタープラン 令和6(2024)年度 - 令和23(2041)年度

令和6 (2024) 年4月

発行 墨田区都市整備部都市整備課

〒130-8640 東京都墨田区吾妻橋一丁目23番20号

電話 (03) 5608-1111 代表

デザイン監修 千葉大学デザイン・リサーチ・インスティテュート この冊子は、すみだふれあいセンター福祉作業所が印刷・製本しました。

http://www.city.sumida.lg.jp